

江 別 市 水 防 計 画

【 資 料 編 】

令和 7 年 1 月

北海道江別市

～ 目 次 ～

◆資料1	水防法	… 資1-1～31
◆資料2	江別市災害対策本部条例	… 資2-1
◆資料3	江別市災害対策本部運営規程	… 資3-1～5
◆資料4	江別市水防協議会条例	… 資4-1
◆資料5	江別市水防協議会委員名簿	… 資5-1
◆資料6	消防機関組織図	… 資6-1
◆資料7	水防分担区域	… 資7-1
◆資料8	重要水防箇所評定基準	… 資8-1
◆資料9	重要水防区域	… 資9-1～6
◆資料10	低地帯浸水警戒区域	… 資10-1
◆資料11	重要水防区域・低地帯浸水警戒区域図	… 資11-1
◆資料12	水防資器材保有状況	… 資12-1
◆資料13	市内業者建設機械等保有状況	… 資13-1
◆資料14	排水ポンプ場管理状況(1/2～2/2)	… 資14-1～2
◆資料15	排水ポンプ場位置図	… 資15-1
◆資料16	排水門管理状況(1/9～9/9)	… 資16-1～9
◆資料17	排水門位置図	… 資17-1
◆資料18	注意報・警報の基準	… 資18-1
◆資料19	北海道水防計画における水防警報	… 資19-1
◆資料20	洪水予報河川・水位周知河川・水防警報河川(江別市内)	… 資20-1
◆資料21	水防担当者の連絡先(1/2～2/2)	… 資21-1～2
◆資料22	江別市防災無線	… 資22-1
◆資料23	削除	… 資23-1
◆資料24	地域別現地巡視員	… 資24-1
◆資料25	地域別現地巡視員担当水防区域図	… 資25-1
◆資料26	貯水池	… 資26-1
◆資料27	水防工法	… 資27-1～6
◆資料28	水防活動実施報告書	… 資28-1

◆資料29 浸水想定区域内における要配慮者施設一覧	… 資29-1～3
◆資料30 洪水時の避難確保計画	… 資30-1～13
◆資料31 自衛水防組織活動要領(例)	… 資31-1～2

【資料 1】

水防法

昭和24年6月4日 法律第193号

(最終改正)

令和5年5月31日 法律第37号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をい

う。

- 8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合におい

て、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関

する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議

決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡

視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めると

ころにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水

防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。
(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）

から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。
(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特

定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。) 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の

確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規

定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減

減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第

十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。
(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中

「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる
と認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日〔昭和二十四年八月三日〕から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則〔昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号抄〕

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則〔昭和二十九年六月一日法律第一四〇号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和二十九年六月八日法律第一六三号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律〔中略〕は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日〔昭和二十九年七月一日〕から施行する。

附 則〔昭和三十〇年七月一日法律第六一号抄〕

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三十一年六月一日法律第一四一号抄〕

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三十三年五月一六日法律第一〇五号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

〔後略〕

〔昭和三十三年八月政令二五三号により、昭和三十・八・一〇から施行〕

附 則〔昭和三十三年三月一五日法律第八号〕

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和三十三年四月政令九五号により、昭和三十・五・一から施行〕

附 則〔昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

〔経過規定〕

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

〔罰則〕

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔昭和四七年六月二三日法律第九四号抄〕

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五七年七月一六日法律第六六号〕

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則〔昭和五九年一二月二五日法律第八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。〔後略〕

(政令への委任)

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則〔昭和六〇年六月二一日法律第六九号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則〔平成六年六月二九日法律第四九号抄〕

(施行期日)

1 この法律中、〔中略〕第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律〔平成六年六月法律第四八号〕中地方自治法〔昭和二二年四月法律第六七号〕第三編第三章の改正規定の施行の日

〔平成七年六月一五日〕から施行する。

附 則〔平成七年四月二一日法律第六九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定
平成七年八月一日

二 〔略〕

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成十一年七月一六日法律第八七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日
二～六 〔略〕

（国等の事務）

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。こ

の場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- 2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がす

べきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成一三年六月一三日法律第四六号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(気象業務法の一部改正)

2 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一七年五月二日法律第三七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

〔平成一七年六月政令一九四号により、平成一七・七・一から施行〕

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法(以下「旧法」という。)第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。)で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの(専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。)については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法(以下「新法」という。)第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

す。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一月一日〕から施行する。

〔後略〕

附 則〔平成二二年十一月二五日法律第五二号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二三年一月政令九号により、平成二三・五・一から施行〕

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二三年一月二四日法律第一二四号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行の日〔平成二三年一二月二七日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二五年六月一二日法律第三五号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二五年七月政令二一三号により、平成二五・七・一一から施行〕

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕第五十一条〔中略〕の規定 平成二十六年四月一日

三 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二五年六月二一日法律第五四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 〔略〕

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日〔平成二五年七月一日〕又はこの法律の施行の日の

いずれか遅い日

四・五 〔略〕

(政令への委任)

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二六年十一月一九日法律第一〇九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二七年一月政令五号により、平成二七・一・一八から施行〕

附 則〔平成二七年五月二〇日法律第二二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二七年七月政令二七二号により、平成二七・七・一九から施行〕

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二九年五月一九日法律第三一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二九年六月政令一五七号により、平成二九・六・一九から施行〕

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和三年五月一〇日法律第三〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔令和三年五月政令一五二号により、令和三・五・二〇から施行〕

附 則〔令和三年五月一〇日法律第三一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和三年一〇月政令二九五号により、令和三・一一・一から施行〕

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定〔中略〕 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和三年七月政令二〇四号により、令和三・七・一五から施行〕

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年五月三十一日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【資料 2】

江別市災害対策本部条例

昭和38年 6月25日条例第 9号

(最終改正)

平成24年 9月28日条例第31号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、江別市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 本部長は、本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 所属職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部、班)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部及び班を置くことができる。

2 部、班に属すべき職員は、本部長が指名する。

3 部に部長及び班に班長を置き、本部長の指名する職員がこれに当たる。

4 必要があるときは、部に副本部長を班に副班長を置くことができる。

(雑則)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、本部に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年 6 月17日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 3 月 7 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 9 月28日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 3】

江別市災害対策本部運営規程

昭和51年 2月 1日訓令第12号

(最終改正)

令和6年 3月29日訓令第 2号

(趣旨)

第1条 この規程は、江別市災害対策本部条例（昭和38年条例第9号）第4条の規定に基づき、江別市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(災害対策本部副本部長等)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者、各部長、総務部調整監、消防長、江別市立病院長、江別市立病院事務長及び議会事務局長をもって充てる。

(本部員会議等)

第3条 本部に本部員会議及び本部対策室（以下「対策室」という。）を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害予防及び災害応急対策（以下「応急対策」という。）の総合調整その他防災に関する重要事項を協議する。

3 本部員会議は、必要に応じて本部長が招集する。

4 本部長は、会議の議長となり会議を統括する。

5 対策室は、本部長の補佐、本部の庶務、災害に関する情報等の収集及び応急対策に係る周知等の事務を掌る。

6 対策室に室長、副室長、室員を置き、室長には副市長を、副室長には総務部長、総務部調整監及び本部長が指名する者を、室員には総務部調整監付参事（危機対策・防災担当）及び本部長が指名する者をもって充てる。

7 室長は、本部長の命を受けその所掌事務を掌握し、副室長は室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部等の組織及び所掌事務等)

第4条 本部に部及び班を置く。ただし、災害の状況により一部の部又は班を置かないことができる。

2 部に副部長、班に副班長を置くことができる。

3 部、班の名称、編成及び所掌事務並びに部長、副部長、班長及び副班長に充てられる職員は、別に定める。ただし、本部長が必要と認めたときは、部若しくは班の所掌事務を変更し、又は他の部若しくは班の所掌事務を応援させることができる。

4 副部長は部長を、副班長は班長をそれぞれ補佐し、部長又は班長に事故があるときは、それぞれの職務を代理する。この場合において、副部長又は副班長が2人以上あるときは、副部長にあっては部長が、副班長にあっては班長があ

あらかじめ指名した順序によるものとする。

- 5 副部長を置かない部にあつて部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名した班長が、その職務を代理する。
- 6 副班長を置かない班にあつて班長に事故があるときは、あらかじめ班長が指名した者が、その職務を代理する。
- 7 部長、副部長、班長及び副班長は、上司の命を受けてその所掌事務を掌握し、その事務に従事する職員（以下「職員」という。）を指揮監督する。
- 8 職員は、上司の命を受けてその事務に従事する。

（情報連絡責任者）

第5条 部に情報連絡責任者を置く。

- 2 情報連絡責任者は、部に属する職員の中から部長が指名する。
- 3 情報連絡責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害又は被害の状況等（以下「災害情報等」という。）を逐次取りまとめ、部長を経て速やかに対策室に報告しなければならない。

（現地等の情報連絡）

第6条 被災現地、避難所、炊出し場、救護所等の責任者は、災害情報等を逐次取りまとめて速やかに各情報連絡責任者に報告しなければならない。

（現地本部）

第7条 応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部長が必要があると認めたときは、現地本部を設置することができる。

- 2 前項の規定により現地本部を設置したときは、現地本部長及び必要な現地従事職員（以下「現地職員」という。）を置く。
- 3 現地本部長及び必要な現地職員は、本部長が指名する本部の職員をもって充てる。
- 4 現地本部長は、現地職員を指揮監督するとともに関係機関の現地責任者との連絡を密にし、応急対策に当たらなければならない。
- 5 現地本部長は、現地の災害情報等を逐次取りまとめ、速やかに対策室に報告しなければならない。

（本部の解散）

第8条 本部長は、災害の危険が解消したと認めるとき、又は応急対策措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を解散する。ただし、本部長が必要と認めるときは、解散後においても一部の部又は班を当該災害に係る第4条第3項に規定する所掌事務に従事させることができる。

（本部設置前の措置）

第9条 気象の異状な予警報又は異状な情報等により災害が発生するおそれがあると予測されるときは、次の措置を講じ本部を設置するための準備を整えておくものとする。

- （1） 上司の命を受けた総務部調整監付職員、関係各部課等の職員及び消防職員は、庁内又は所定の場所に待機する。
- （2） 総務部調整監付職員は、気象の予警報及び災害情報等の収集並びに関係各部課等、消防本部及び関係機関との連絡調整に当たる。
- （3） 関係各部課等及び消防本部は、出動体制を整備するとともに厳重な警戒、

監視に当たる。

- 2 休日又は勤務時間外において気象の異状な予警報、異状な情報又は災害情報等を受理した当直員は、直ちにその旨を総務部調整監付参事（危機対策・防災担当）（調整監付参事不在のときは調整監付主査（危機対策・防災担当））に報告して指示を受けなければならない。

（非常配備）

第10条 本部長は、本部を設置したときは、直ちに各部長に種別を指定して非常配備を指令するものとする。

- 2 非常配備の種別及び種別ごとの活動内容の基準は、別に定める。
- 3 各部長は、あらかじめ別に定めるところにより配備編成計画を作成して配備すべき所属職員を確定しておくものとし、配備に際しては必要に応じて所属職員を増減することができるものとする。
- 4 各部長は、非常配備のための職員の招集に備えて職員住所録を作成し、その連絡系統を明らかにしておかなければならない。

（配備体制の特例）

第11条 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部又は班に対して種別の異なる指令をすることができる。

（通信統制）

第12条 本部を設置したときは、本部長は、江別市行政用無線電話基地局その他の無線局を統括する。

（腕章の帯用）

第13条 本部長、副本部長、本部員及び職員は、身分を明らかにするために、別に定める腕章を帯用しなければならない。

（本部を設置しない場合の準用）

第14条 この規程は、本部を設置しない場合の災害に際しても、市長が必要と認めたときは、これを準用する。

（災害救助法適用の場合の措置）

第15条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）が適用された場合は、各部の班長は、法及び災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）等に定める様式に従い、その所掌事務に係る関係救助の実施記録日計表その他救助事務処理に必要な帳簿等を作成しなければならない。

（委任）

第16条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年8月10日訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和51年7月10日から適用する。

附 則（昭和53年7月31日訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年5月4日訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年11月10日訓令第46号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年10月 4 日訓令第46号）

この訓令は、昭和58年10月 4 日から施行する。

附 則（昭和59年 5 月31日訓令第12号）

この訓令は、昭和59年 5 月31日から施行する。

附 則（昭和59年10月 9 日訓令第23号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和59年10月 9 日から施行し、昭和59年10月 1 日から適用する。

附 則（昭和60年 4 月27日訓令第 8 号）

この訓令は、昭和60年 4 月27日から施行する。

附 則（平成元年 7 月28日訓令第 9 号）

この訓令は、平成元年 7 月28日から施行する。

附 則（平成11年 3 月23日訓令第 3 号）

この訓令は、平成11年 3 月23日から施行し、平成10年12月 1 日から適用する。

附 則（平成12年 4 月17日訓令第 9 号）

この訓令は、平成12年 4 月17日から施行し、平成12年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成14年 7 月24日訓令第18号）

この訓令は、平成14年 7 月24日から施行し、平成14年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成16年 3 月29日訓令第 1 号）

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月23日訓令第 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（収入役の在任特例に関する経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第 3 条第 1 項の規定（以下「在任特例」という。）により在職する収入役の在職中に限り、第 1 条の規定中「収入役」を「会計管理者」に改める規定、第 4 条の規定中「収入役」を「会計管理者」に改める規定及び「又は欠けたとき」を削る規定並びに第13条の規定中「、収入役」を削る規定は適用せず、これらの規定中の収入役に関する規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成19年 7 月 1 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成19年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月28日訓令第 8 号）

この訓令は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月31日訓令第 2 号）

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 5 月31日訓令第 4 号）

この訓令は、平成23年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日訓令第 3 号）

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日訓令第 1 号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日訓令第1号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日訓令第4号）

この訓令は、令和元年11月29日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第3号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月29日訓令第5号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓令第2号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

【資料 4】

江別市水防協議会条例

昭和 57 年 9 月 30 日条例第 37 号

(目的)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第26条の規定に基づき、江別市水防協議会（以下「協議会」という。）に関し、同法に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及びその代理者)

第 2 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 3 条 関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 市長は、特別の事由があるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

(招集)

第 4 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議の成立及び議決)

第 5 条 協議会は、委員の 3 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第 6 条 協議会に幹事及び書記を置き、市職員の中から市長がこれを任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、会務に従事する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(雑則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 5】

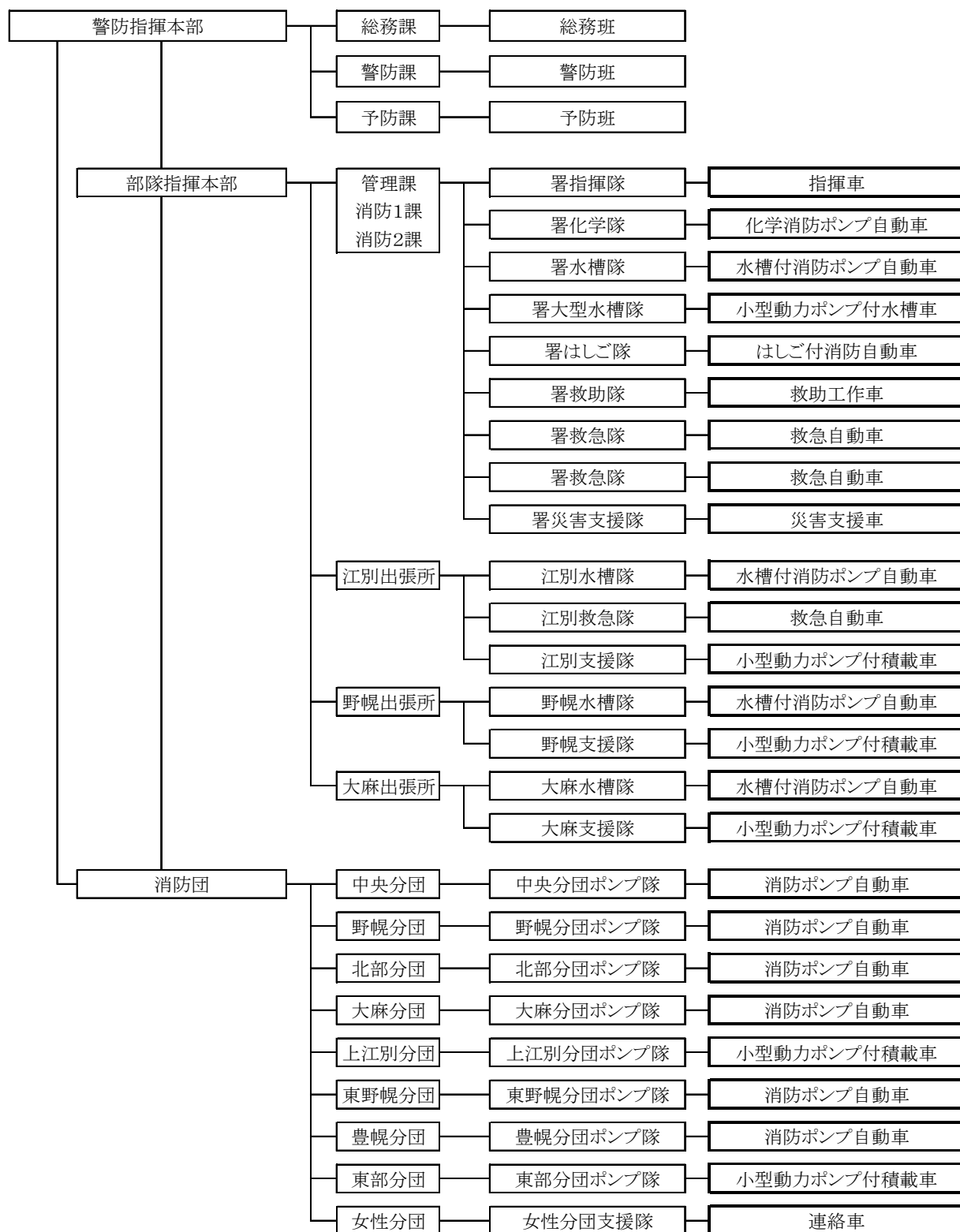
江別市水防協議会委員名簿

区 分		所 属 機 関	役 職
会長	水防管理者	江別市	市 長
委員	関係行政機関	札幌開発建設部札幌河川事務所	所 長
		札幌開発建設部江別河川事務所	所 長
		札幌開発建設部札幌北農業事務所	所 長
		札幌建設管理部事業室事業課	課 長
		札幌建設管理部岩見沢出張所	所 長
		札幌建設管理部当別出張所	所 長
		江別警察署	署 長
	水防関係団体	北海道旅客鉄道㈱江別駅	駅 長
		北海道旅客鉄道㈱札幌保線所	所 長
		東日本電信電話㈱ 北海道事業部 災害対策室	室 長
		北海道電力ネットワーク㈱札幌支店札幌東ネット ワークセンター	所 長
		JA 道央江別営農センター	センター長
		新えべつ土地改良区	理 事 長
		江別建設業協会	理事副会長 防災対策委員会 委員長
		江別市自治会連絡協議会	副会長
	学識経験者	江別市治水事業促進連絡協議会	会 長
		江別市消防団	団 長
	水防管理団体	江別市	副市長
		江別市	水道事業 管理者
		江別市	総務部長
		江別市	消防長
		江別市	建設部長
		江別市	水道部長

計 24 名

【資料 6】

非常災害時警防部隊編成図(江別市消防計画より)



【資料 7】

水防分担区域

担 当 河 川	分 団 名
幌向川両岸 清真布川両岸	豊幌分団
石狩川左岸	東部分団
石狩川左岸	中央分団
豊平川右岸 厚別川右岸	上江別分団
豊平川右岸 石狩川右岸	北部分団
厚別川左岸	野幌分団
野津幌川右岸	大麻分団
野津幌川左岸	東野幌分団
	計 8 分団

【資料 8】

重要水防箇所評定基準

種 別	A. 水防上最も重要な区間	B. 水防上重要な区間	要注意区間
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高の差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防機能に支障が生じる堤体の変化履歴があり、類似の変状が繰り返し発生している箇所。 堤防脆弱性指数 $t* \geq 0.01$ となる箇所、又は堤防の浸透に対する安全性の照査の結果等により法崩れ、すべりが発生する恐れのある箇所で、堤防機能に支障が生じる堤体の変状履歴がある箇所。 水防団等から堤体漏水が生じる可能性が特に高いと指定されている区間。	堤防機能に支障が生じる堤体の変化履歴があり、類似の変状は発生していないが、安全が確認されていない箇所及び、堤防機能に支障は生じていないが、進行性がある変状が集中している箇所。 堤防脆弱性指数 $t* \geq 0.01$ となる箇所、又は堤防の浸透に対する安全性の照査の結果等により法崩れ、すべりが発生する恐れのある箇所で、堤防機能に支障が生じる堤体の変状が確認されていないが、所要の対策が未施工の箇所。 水防団等から堤体漏水が生じる可能性が特に高いと指定されている区間。	
基礎地盤漏水	堤防機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状履歴があり、類似の変状が繰り返し発生している箇所。 $G/W \leq 1$ 、それ以外の場合は局所動水勾配 $i \geq 0.5$ となる箇所のうち、堤防機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状履歴がある箇所。 水防団等から基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと指摘されている区間。	堤防機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状履歴があり、類似の変状は発生していないが、安全が確認されていない箇所及び、堤防機能に支障は生じていないが、進行性がある変状が集中している箇所。 $G/W \leq 1$ 、それ以外の場合は局所動水勾配 $i \geq 0.5$ となる箇所のうち、堤防機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状が確認されていないが、所要の対策が未施工の箇所。 水防団等から基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと指摘されている区間。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たさない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等による本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。
重要区間	・水防活動上の必要性に応じて特に水防時に重点的に巡視すべき区間【危険個所の上下流数百メートル】		

【資料 9】

【北海道開発局 所管(直轄管理区間) 1/5】重要水防区域

No	河川名	左・右	種別	重要 区間	重要度	築堤名	距離標	延長	位置	計画高 水位	計画築 堤高	現況築 築堤高	既往 災害	河川 事務所
1	石狩川	左岸	越水・溢水		B	篠路	18.00～18.50	0.5	18.50	6.94	8.94	9.89		札幌
2	石狩川	左岸	越水・溢水		B	対雁	19.00～23.46	4.46	21.00	7.47	9.47	9.94		江別
3	石狩川	左岸	越水・溢水		B	対雁	23.50～25.00	1.50	24.50	8.19	10.19	10.76		江別
4	石狩川	左岸	越水・溢水	○	B	対雁	25.50～26.50	1.00	26.00	8.49	10.49	10.79		江別
5	石狩川	左岸	越水・溢水		B	江別市街	27.00～28.50	1.50	28.00	8.97	10.97	11.02		江別
6	石狩川	左岸	越水・溢水	○	B	越後村	29.00～30.40	1.40	29.50	9.26	11.26	11.93		江別
7	石狩川	左岸	越水・溢水	○	B	豊幌	32.50～36.00	3.50	34.50	10.39	12.39	12.73		江別
8	石狩川	右岸	越水・溢水		B	当別太	17.00～21.00	4.00	19.00	7.05	9.05	9.89		札幌
9	石狩川	右岸	越水・溢水		B	篠津	21.50～23.46	1.96	22.50	7.81	9.81	10.32		江別
10	石狩川	右岸	越水・溢水		B	篠津	23.50～24.50	1.00	24.00	8.10	10.10	10.64		江別
11	石狩川	右岸	越水・溢水		B	篠津	25.00～26.57	1.57	26.00	8.49	10.49	11.34		江別
12	石狩川	右岸	越水・溢水		B	篠津	27.00～28.00	1.00	27.50	8.83	10.83	11.48		江別
13	石狩川	右岸	越水・溢水	○	B	下新篠津	31.50～36.50	5.00	34.00	10.27	12.27	12.63		江別
14	石狩川	右岸	水衝・洗掘		B	篠津	23.50～24.00	0.50	24.00	8.10	10.10	10.64		江別
15	石狩川	右岸	水衝・洗掘		B	篠津	25.00～26.57	1.57	26.00	8.49	10.49	11.34		江別
16	石狩川	—	工作物		B	新石狩大橋	23.46		23.50	8.00	10.00	10.73		江別
17	石狩川	—	工作物		B	石狩大橋	26.57		26.50	8.60	10.60	11.70		江別
18	石狩川	左岸	破堤跡		要注意	対雁	18.50～19.00	0.50	19.00	7.05	9.05	9.80	S37	江別
19	石狩川	左岸	破堤跡		要注意	豊幌	34.50～35.00	0.50	35.00	10.50	12.50	13.29	S50	江別
20	石狩川	左岸	破堤跡		要注意	豊幌	35.50～36.00	0.50	36.00	10.72	12.72	13.73	S37	江別
21	石狩川	右岸	破堤跡		要注意	下新篠津	31.50～32.00	0.50	32.00	9.82	11.82	12.40	S56	江別
22	石狩川	左岸	旧川跡		要注意	対雁	22.50～23.46	0.96	23.00	7.90	9.90	10.44		江別
23	石狩川	左岸	旧川跡		要注意	対雁	23.50～24.50	1.00	24.00	8.10	10.10	10.62		江別
24	石狩川	左岸	旧川跡		要注意	対雁	26.50～26.57	0.07	26.50	8.60	10.60	11.70		江別
25	石狩川	左岸	旧川跡	○	要注意	江別市街	27.00～28.50	1.50	28.00	8.97	10.97	11.02		江別
26	石狩川	左岸	旧川跡		要注意	越後沼	30.00～30.40	0.40	30.00	9.33	11.33	12.05	S37	江別
27	石狩川	左岸	旧川跡	○	要注意	豊幌	33.00～36.50	3.50	35.00	10.50	12.50	13.29		江別
28	石狩川	右岸	旧川跡		要注意	当別太	17.00～17.50	0.50	17.50	6.74	8.74	9.63		札幌
29	石狩川	右岸	旧川跡		要注意	篠津	21.00～21.50	0.50	21.50	7.58	9.58	10.02		江別
30	石狩川	右岸	旧川跡		要注意	篠津	22.50～23.46	0.96	23.00	7.90	9.90	10.65		江別

【北海道開発局 所管(直轄管理区間) 2/5】重要水防区域

No	河川名	左・右	種別	重要区間	重要度	築堤名	距離標	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	既往災害	河川事務所
31	石狩川	右岸	旧川跡		要注意	篠津	23.50～25.00	1.50	24.50	8.19	10.19	11.34		江別
32	石狩川	右岸	旧川跡		要注意	下新篠津	31.00～31.50	0.50	31.50	9.70	11.70	12.26		江別
33	石狩川	左岸	重点区間	○		対雁築堤	25.75～26.00	0.21	26.00	8.49	10.49	10.79		江別
34	石狩川	左岸	重点区間	○		江別市街築堤	27.75～28.25	0.53	28.00	8.97	10.97	11.02		江別
35	石狩川	左岸	重点区間	○		越後村築堤	29.25～29.75	0.69	29.50	9.26	11.26	11.93		江別
36	石狩川	左岸	重点区間	○		豊幌築堤	32.75～33.25	0.62	33.00	10.04	12.04	11.99		江別
37	石狩川	右岸	重点区間	○		下新篠津築堤	35.75～36.25	0.44	36.00	10.72	12.72	12.90		江別
38	豊平川	右岸	越水・溢水		B	対雁	0.80～1.00	0.20	1.00	6.92	8.92	9.16		札幌
39	豊平川	右岸	越水・溢水		B	米里	1.00～1.40	0.40	1.20	6.92	8.92	9.28		札幌
40	豊平川	右岸	越水・溢水	○	B	米里	1.60～3.00	1.40	2.40	6.92	8.92	9.63		札幌
41	豊平川	右岸	越水・溢水		B	米里	3.20～6.20	3.00	4.80	6.92	8.92	9.18		札幌
42	豊平川	右岸	重点区間	○		米里築堤	2.50～2.70	0.20	2.60	6.92	8.92	9.59		札幌
43	千歳川	左岸	越水・溢水		B	江別市街築堤	0.20～0.56	0.36	0.40	9.06	11.06	11.00		江別
44	千歳川	左岸	越水・溢水		B	江別市街築堤	0.60～0.97	0.37	0.80	9.06	11.06	10.98		江別
45	千歳川	左岸	越水・溢水		B	上江別	1.00～1.09	0.09	1.00	9.06	11.06	11.72		江別
46	千歳川	左岸	越水・溢水		B	上江別	1.20～1.40	0.20	1.40	9.07	11.06	12.22		江別
47	千歳川	左岸	越水・溢水		B	上江別	1.60～3.80	2.20	2.80	9.08	11.06	11.70		江別
48	千歳川	左岸	越水・溢水		B	上江別	4.00～7.06	3.06	5.60	9.12	11.06	11.06		江別
49	千歳川	左岸	越水・溢水		B	東野幌	7.20～8.80	1.60	8.00	9.14	11.06	11.16		江別
50	千歳川	左岸	越水・溢水		A	東野幌	8.80～9.00	0.20	9.00	9.15	11.06	11.30		江別
51	千歳川	左岸	越水・溢水	○	B	東野幌	9.00～14.00	5.00	11.60	9.19	11.06	11.36		江別
52	千歳川	右岸	越水・溢水		B	江別太	1.00～1.09	0.09	1.00	9.06	11.06	12.00		江別
53	千歳川	右岸	越水・溢水		B	江別太	1.20～1.40	0.20	1.40	9.07	11.06	12.23		江別
54	千歳川	右岸	越水・溢水		B	江別太	2.40～3.80	1.40	3.20	9.09	11.06	10.98		江別
55	千歳川	右岸	越水・溢水		B	江別太	4.00～5.00	1.00	4.60	9.10	11.06	10.15		江別
56	千歳川	右岸	越水・溢水		B	江別太	5.00～5.20	0.20	5.20	9.11	11.06	10.06		江別
57	千歳川	右岸	越水・溢水	○	B	江別太	5.20～6.00	0.80	5.60	9.12	11.06	10.24		江別
58	千歳川	左岸	堤体漏水		B	上江別	5.00～5.20	0.20	5.20	9.11	11.06	11.51		江別
59	千歳川	左岸	堤体漏水		B	上江別	6.00～6.20	0.20	6.20	9.12	11.06	11.52		江別
60	千歳川	左岸	堤体漏水		B	上江別	6.40～6.60	0.20	6.60	9.13	11.06	11.51		江別

【北海道開発局 所管(直轄管理区間) 3/5】重要水防区域

No	河川名	左・右	種別	重要区間	重要度	築堤名	距離標	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況築堤高	既往災害	河川事務所
61	千歳川	左岸	堤体漏水		B	上江別	6.80～7.00	0.20	7.00	9.13	11.06	11.27		江別
62	千歳川	右岸	堤体漏水		B	江別太	2.40～2.80	0.40	2.60	9.08	11.06	11.02		江別
63	千歳川	左岸	水衝・洗掘		B	上江別	4.60～5.00	0.40	4.80	9.11	11.06	11.16		江別
64	千歳川	－	工作物		A	江別鉄道橋	0.97		1.00	9.06	11.06	11.72		江別
65	千歳川	－	工作物		B	東光橋	1.09		1.00	9.06	11.06	11.72		江別
66	千歳川	－	工作物		B	千歳川大橋	3.80		3.80	9.09	11.06	10.77		江別
67	千歳川	－	工作物		B	江南橋	7.06		7.00	9.13	11.06	11.27		江別
68	千歳川	左岸	破堤跡		要注意	東野幌築堤	9.00		9.00	9.15	11.06	11.30	S37	江別
69	千歳川	左岸	破堤跡		要注意	東野幌築堤	9.60		9.60	9.16	11.06	11.54	S37	江別
70	千歳川	左岸	破堤跡		要注意	東野幌築堤	10.00		10.00	9.17	11.06	11.77	S37	江別
71	千歳川	左岸	破堤跡		要注意	東野幌築堤	12.00		12.00	9.20	11.06	11.66	S37	江別
72	千歳川	右岸	破堤跡		要注意	江別太築堤	4.00		4.00	9.10	11.06	10.62	S37	江別
73	千歳川	左岸	旧川跡		要注意	上江別	1.20～2.00	0.80	1.60	9.07	11.06	11.96		江別
74	千歳川	左岸	旧川跡		要注意	上江別	2.40～3.60	1.20	3.00	9.09	11.06	11.71		江別
75	千歳川	左岸	旧川跡		要注意	東野幌	8.80～9.00	0.20	9.00	9.15	11.06	11.30		江別
76	千歳川	左岸	旧川跡		要注意	東野幌	9.20～9.60	0.40	9.40	9.16	11.06	11.38		江別
77	千歳川	左岸	旧川跡		要注意	東野幌	10.40～10.80	0.40	10.60	9.17	11.06	11.60		江別
78	千歳川	左岸	旧川跡	○	要注意	東野幌	11.40～11.60	0.20	11.60	9.19	11.06	11.36		江別
79	千歳川	左岸	旧川跡		要注意	東野幌	12.00～12.20	0.20	12.20	9.20	11.06	11.70		江別
80	千歳川	左岸	旧川跡		要注意	東野幌	13.00～13.20	0.20	13.20	9.23	11.06	11.70		江別
81	千歳川	右岸	旧川跡		要注意	江別太	1.20～2.20	1.00	1.80	9.07	11.06	12.29		江別
82	千歳川	右岸	旧川跡		要注意	江別太	2.40～3.20	0.80	2.80	9.08	11.06	10.83		江別
83	千歳川	右岸	旧川跡		要注意	江別太	3.40～3.80	0.40	3.60	9.09	11.06	11.34		江別
84	千歳川	右岸	旧川跡		要注意	江別太	4.00～4.60	0.60	4.40	9.10	11.06	10.44		江別
85	千歳川	左岸	重点区間	○		東野幌築堤	11.50～11.70	0.18	11.60	9.19	11.06	11.36		江別
86	千歳川	右岸	重点区間	○		江別太築堤	5.30～5.50	0.17	5.40	9.11	11.06	10.10		江別
87	夕張川	左岸	越水・溢水		B	左岸江別	2.00～2.25	0.25	2.25	9.78	11.78	12.59		江別
88	夕張川	左岸	越水・溢水		B	左岸江別	3.25～3.36	0.11	3.25	9.78	11.78	11.70		江別
89	夕張川	左岸	越水・溢水	○	B	左岸江別	3.50～5.25	1.75	4.50	9.89	11.78	12.36		江別
90	夕張川	右岸	越水・溢水		B	右岸江別	3.50～3.75	0.25	3.75	9.81	11.78	12.61		江別

【北海道開発局 所管(直轄管理区間) 4/5】重要水防区域

No	河川名	左・右	種別	重要 区間	重要度	築堤名	距離標	延長	位置	計画高 水位	計画築 堤高	現況築 築堤高	既往 災害	河川 事務所
91	夕張川	-	工作物		B	新夕張川橋梁 (夕張川鉄道橋)	1.60		1.50	9.78	11.78	14.00		江別
92	夕張川	-	工作物		B	夕張川橋	3.36		3.25	9.78	11.78	11.70		江別
93	夕張川	右岸	旧川跡		要注意	右岸江別	5.00～5.25	0.25	5.25	9.97	11.78	13.19		江別
94	夕張川	左岸	重点区間	○		左岸江別築堤	4.88～5.13	0.25	5.00	9.95	11.78	12.41		江別
95	夕張川	右岸	重点区間	○		右岸江別築堤	4.63～4.88	0.28	4.75	9.92	11.78	12.61		江別
96	厚別川	左岸	越水・溢水		B	厚別川築堤	0.54～1.80	1.24	1.20	6.92	8.92	9.15		札幌
97	厚別川	左岸	越水・溢水	○	B	厚別川築堤	2.00～4.60	3.18	3.40	6.92	8.92	9.43		札幌
98	厚別川	右岸	越水・溢水		B	厚別川築堤	0.46～4.40	4.06	2.40	6.92	8.92	9.05	S37	札幌
99	厚別川	左岸	堤体漏水		B	厚別川築堤	0.80～1.40	0.59	1.20	6.92	8.92	9.15		札幌
100	厚別川	左岸	基礎地盤漏水		B	厚別川築堤	0.80～1.20	0.39	1.00	6.92	8.92	9.21		札幌
101	厚別川	左岸	水衝・洗掘		B	厚別川築堤	4.30～4.70	0.40	4.60	7.18	8.92	9.50		札幌
102	厚別川	-	工作物		B	角山橋	2.03		2.00	6.92	8.92	11.43		札幌
103	厚別川	-	工作物	○	B	第2角山橋	2.98		3.00	6.92	8.92	9.06		札幌
104	厚別川	-	工事施工	○	要注意	第2角山橋	2.99		3.00	6.92	8.92	9.06		札幌
105	厚別川	右岸	破堤跡		要注意	厚別川築堤	2.00		2.00	6.92	8.92	9.25	S37	札幌
106	厚別川	右岸	破堤跡		要注意	厚別川築堤	2.60		2.60	6.92	8.92	9.56	S37	札幌
107	厚別川	左岸	旧川跡		要注意	厚別川築堤	4.70～4.80	0.09	4.80	7.24	8.92	9.67		札幌
108	厚別川	右岸	旧川跡		要注意	厚別川築堤	2.40～2.70	0.31	2.60	6.92	8.92	9.56	S37	札幌
109	厚別川	左岸	重点区間	○		厚別川築堤	2.90～3.10	0.20	3.00	6.92	8.92	9.06		札幌
110	厚別川	右岸	重点区間	○		厚別川築堤	4.50～4.52	0.02	4.60	7.18	8.92	-		札幌
111	篠津川	左岸	越水・溢水		B	篠津築堤	0.33～0.60	0.25	0.40	7.49	9.49	9.97		江別
112	篠津川	左岸	越水・溢水	○	B	篠津築堤	0.80～2.80	1.97	1.80	7.49	9.49	10.14		江別
113	篠津川	右岸	越水・溢水	○	B	当別太築堤	0.56～2.80	2.41	1.60	7.49	9.49	9.32		江別
114	篠津川	左岸	堤体漏水		B	篠津築堤	0.40～2.20	1.70	1.40	7.49	9.49	10.18		江別
115	篠津川	左岸	旧川跡		要注意	篠津築堤	0.33～0.40	0.07	0.40	7.49	9.49	9.97		江別
116	篠津川	左岸	旧川跡	○	要注意	篠津築堤	2.20～2.60	0.42	2.40	7.49	9.49	10.03		江別
117	篠津川	左岸	重点区間	○		篠津築堤	2.30～2.50	0.21	2.40	7.49	9.49	10.03		江別
118	篠津川	右岸	重点区間	○		当別太築堤	2.30～2.50	0.18	2.40	7.49	9.49	9.12		江別
119	幌向川	左岸	越水・溢水		B	幌向川築堤	2.40～3.64	1.30	3.00	9.78	11.78	11.94		江別
120	幌向川	左岸	越水・溢水		B	幌向川上流築堤	3.77～4.08	0.31	4.00	9.86	11.78	12.10		江別

【北海道開発局 所管(直轄管理区間) 5/5】重要水防区域

No	河川名	左・右	種別	重要 区間	重要度	築堤名	距離標	延長	位置	計画高 水位	計画築 堤高	現況築 築堤高	既往 災害	河川 事務所
121	幌向川	右岸	越水・溢水		B	幌向川築堤	1.00～1.40	0.41	1.20	9.78	11.78	11.96		江別
122	幌向川	右岸	越水・溢水	○	B	幌向川築堤	2.60～3.80	1.21	3.20	9.78	11.78	11.58	S56	江別
123	幌向川	右岸	越水・溢水		B	幌向川上流築堤	3.80～4.07	0.27	4.00	9.86	11.78	12.19		江別
124	幌向川	右岸	堤体漏水		B	幌向川築堤	1.40～1.60	0.20	1.60	9.78	11.78	12.38		江別
125	幌向川	右岸	堤体漏水		B	幌向川築堤	2.00～2.20	0.20	2.20	9.78	11.78	12.20		江別
126	幌向川	右岸	堤体漏水	○	B	幌向川築堤	3.00～3.60	0.61	3.40	9.78	11.78	11.57	S56	江別
127	幌向川	－	工作物		B	西5号橋	1.25		1.20	9.78	11.78	12.36		江別
128	幌向川	－	工作物		B	西3号橋	2.38		2.40	9.78	11.78	12.70		江別
129	幌向川	－	工作物	○	B	西1号橋	3.50		3.60	9.78	11.78	12.05		江別
130	幌向川	右岸	破堤跡		要注意	幌向川築堤	3.20		3.20	9.78	11.78	11.58	S56	江別
131	幌向川	右岸	破堤跡		要注意	幌向川築堤	3.30		3.40	9.78	11.78	11.57	S56	江別
132	幌向川	右岸	旧川跡		要注意	幌向川築堤	2.90～3.00	0.10	3.00	9.78	11.78	12.26		江別
133	幌向川	左岸	重点区間	○		幌向川築堤	0.90～1.10	0.20	1.00	9.78	11.78	12.29		江別
134	幌向川	右岸	重点区間	○		幌向川築堤	3.40～3.50	0.10	3.40	9.78	11.78	11.57		江別

【北海道開発局 所管(直轄工事区間(2条7号区間))】重要水防区域

No	河川名	左・右	種別	重要 区間	重要度	築堤名	距離標	延長	位置	計画高 水位	計画築 堤高	現況築 堤高	既往 災害	河川 事務所
1	野津幌川	左岸	越水・溢水		B	野津幌川左岸築堤	0.19～1.80	1.60	1.00	7.42	8.92	9.48		札幌
2	野津幌川	右岸	越水・溢水		B	野津幌川右岸築堤	0.10～0.20	0.10	0.20	7.22	8.92	9.25		札幌
3	野津幌川	右岸	越水・溢水		B	野津幌川右岸築堤	0.60～0.80	0.19	0.80	7.37	8.92	9.49		札幌
4	野津幌川	右岸	越水・溢水		B	野津幌川右岸築堤	1.00～1.20	0.19	1.20	7.47	8.92	9.44		札幌
5	野津幌川	—	工作物		B	7号橋	0.94		1.00	7.42	8.92	9.48		札幌
6	野津幌川	—	工作物		B	自転車道橋	0.95		1.00	7.42	8.92	9.48		札幌
7	清真布川	左岸	越水・溢水		B	清真布川築堤	0.40～0.60	0.20	0.60	9.78	11.78	12.10		江別
8	清真布川	左岸	越水・溢水		B	清真布川築堤	0.80～1.00	0.27	1.00	9.78	11.78	11.90		江別
9	清真布川	右岸	越水・溢水		B	清真布川築堤	0.42～0.79	0.37	0.60	9.78	11.78	12.02		江別
10	清真布川	左岸	堤体漏水		B	清真布川築堤	0.32～1.00	0.75	0.60	9.78	11.78	12.10		江別
11	清真布川	右岸	堤体漏水		B	清真布川築堤	0.42～0.79	0.37	0.60	9.78	11.78	12.02		江別
12	清真布川	—	工作物		B	西1号橋	0.10		0.40	9.78	11.78	12.25		江別
13	清真布川	左岸	旧川跡		要注意	清真布川築堤	0.80～1.00	0.27	1.00	9.78	11.78	11.90		江別

【北海道 所管】重要水防区域(知事管理区間)

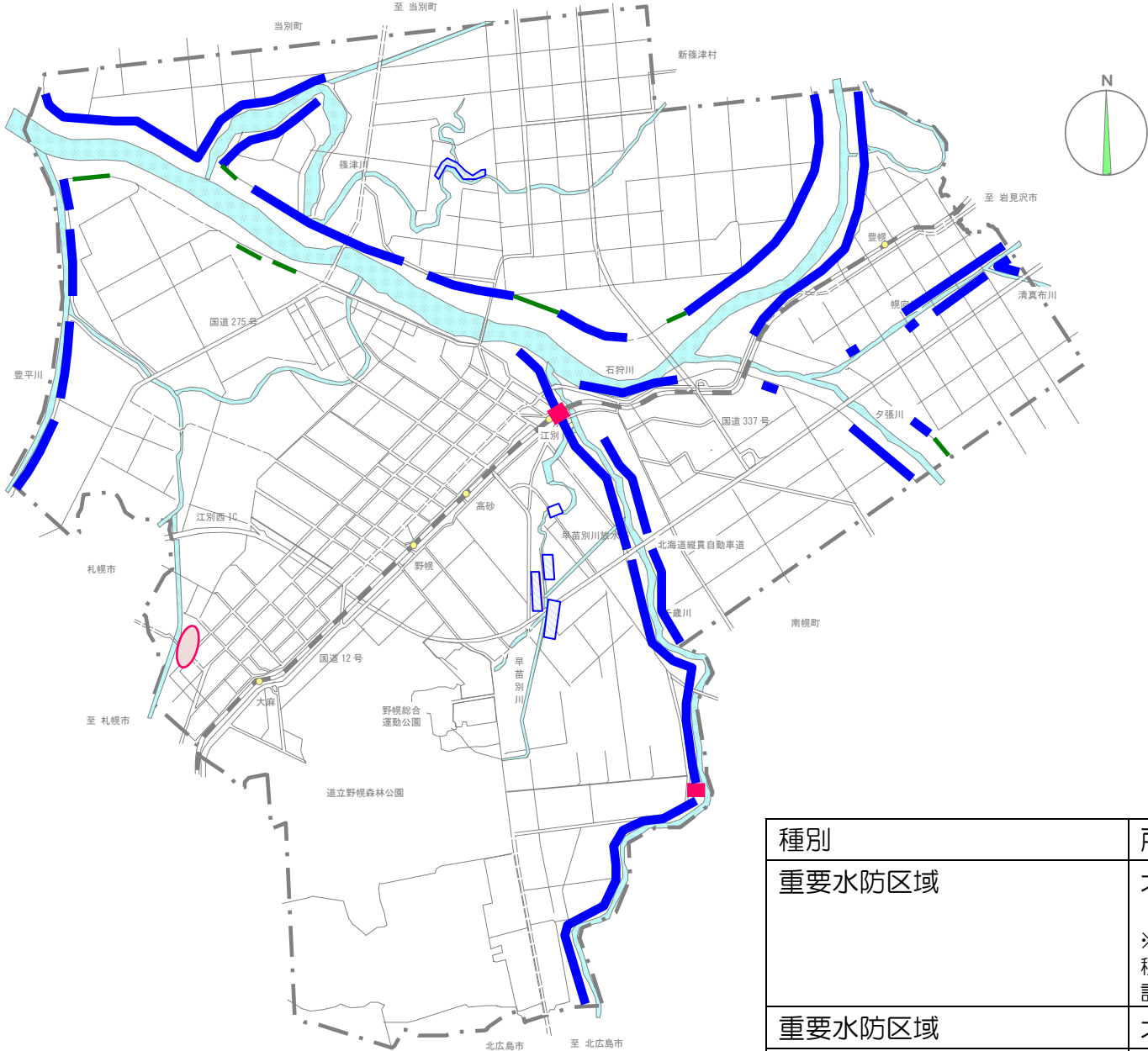
番号	河川名	左右別	地区	距離標	延長又は箇所数	築堤の有無
①	早苗別川	左	東野幌	河園橋下流 0.01km地点～讃岐橋 0.02km下流の市道地点 3.20～4.03	0.83	有
②	早苗別川	右	上江別	早苗別川橋 0.47km下流地点～早苗別川橋 1.90～2.37	0.47	無
③	早苗別川	右	上江別	河園橋～早苗別川放水路との合流点 3.21～3.82	0.61	有
④	早苗別川	右	上江別	早苗別川放水路との合流点～第2開原橋 3.82～4.40	0.58	有
⑤	篠津川	右	篠津	東雲橋 0.05km下流地点～軌道橋 6.40～7.48	1.08	有

【資料 10】

低地帯浸水警戒区域

箇所 記号	被害発生予想区域			予想される被害			災害対策に関する問題点
	地 区	災害の要因	区域の面積 (㎡)	世帯数 (戸)	人口 (人)	耕地面積 (㎡)	
A	大 麻 (野津幌 2 号樋門付近)	内水排除 不 良	約 30,000	—	—	約 30,000	過去、出水時に 2 号樋門閉鎖により冠水被害あり。 ※仮設ポンプにより対応
合計			約 30,000			約 30,000	

【資料 11】
重要水防区域・低地帯浸水警戒区域



種別	所管	重要度	表示
重要水防区域	北海道開発局 ※同一箇所での重複 種別は上位重要度を 記載	A	
		B	
		要注意	
重要水防区域	北海道	B	
低地帯浸水警戒区域			

【資料 12】
水防資器材保有状況

施 設	所在地非常時	資 材				器 材																		服 装 品				
		pp 袋	鉄 杭	鉄 線	シ ー ト	ラ イ ト	発 電 機	ポンプ 水中		ス コ ッ プ	ツ ル ハ シ	掛 矢	な た	の こ	鎌	し の	ペ ン チ	た こ づ ち	ハ ン マ ー	一 輪 車	拡 声 器	雨 合 羽	ヘル メ ット	救命 胴衣	胴付 長靴	ゴム 長靴		
								固定	移動																			
		袋	本	kg	枚	個	台	台	台	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	個	丁	台	台	着	個	着	足	足		
土木事務所	元江別本町 21 番地 383-5900	1,000	10	20	10	10	7		8	10	2	5	1	10	4		5		5				10	14				
消防本部	野幌代々木町 80 番地 8 382-5432	670	33	94	17					104	11	8		27	16	19	20	2	40		6		10					
江別河川防災 ステーション	大川通 6 番地 381-9177	20,000	1,300		250	30				69	3	100							18	39	8	209	34	14	3			
豊 幌 水防倉庫	豊幌 686-10	13,000			2		1			40	5	9			9				3									
排水 ポンプ場 (7 箇所)	(土木事務所 治水課) 383-5900	4,400																										
計		39,070	1,343	114	279	40	8		8	223	21	122	1	37	29	19	25	2	66	39	14	209	54	14	3			

【資料 13】

市内業者建設機械等保有状況

(台)

業 者	住 所	電 話	10 t ダ ンプト ラック	4 t ト ラック	クレー ン装置 付トラ ック	ブルド ーザー	バック ホウ	トラク ターシ ョベル	水中ポ ンプ	エンジ ンポン プ	発電機	投光器
青木工業(株)	緑町	385-3581		1	3		1	1	5	2	5	20
(株)石川組	上江別西町	382-4367	1	2	1	1	4	2	2		2	2
上野産業(株)	大麻元町	386-8555		1		3	5	1	1		1	
協和八光建設(株)	緑町	383-2121	2		1	1	1	2	2		1	
草野作工(株)	上江別西町	382-2135			1			1			1	
(株)札幌庭園	高砂町	383-9321		2	3		3	4	2		2	
スペースデザイン工業(株)	江別太	384-5733			1			1		1	2	2
清光建設(株)	野幌美幸町	383-8241		3	2	4	2		3		3	3
(株)龍田工務店	高砂町	382-2894		1	1	3	1		5		2	
中央緑化土木(株)江別支店	幸町	383-3169			1			2	2	1	3	1
東光舗装(株)	東光町	384-5107		1							1	
(株)ニュークリーン興業	上江別東町	385-3050						3	1	1	2	
(有)のっぽろ実業	東野幌	382-0636		1			3	14	2	3	2	5
北建工業(株)	上江別南町	383-4343					1				1	
(株)まつぎき土木工業	篠津	383-0388		2	1		1	1	1		1	
(有)松美建設	東光町	383-3310		3	1	2	2		3	1	4	
(株)丸正久保総業	野幌町	382-3236	10	1				5				
丸彦渡辺建設(株)江別支店	王子	382-2640						1	4		1	15
安田建設(株)江別支店	工栄町	383-6511						1	1		1	
若美建設(株)	上江別	384-7133				2	2		5			5

【資料 14】

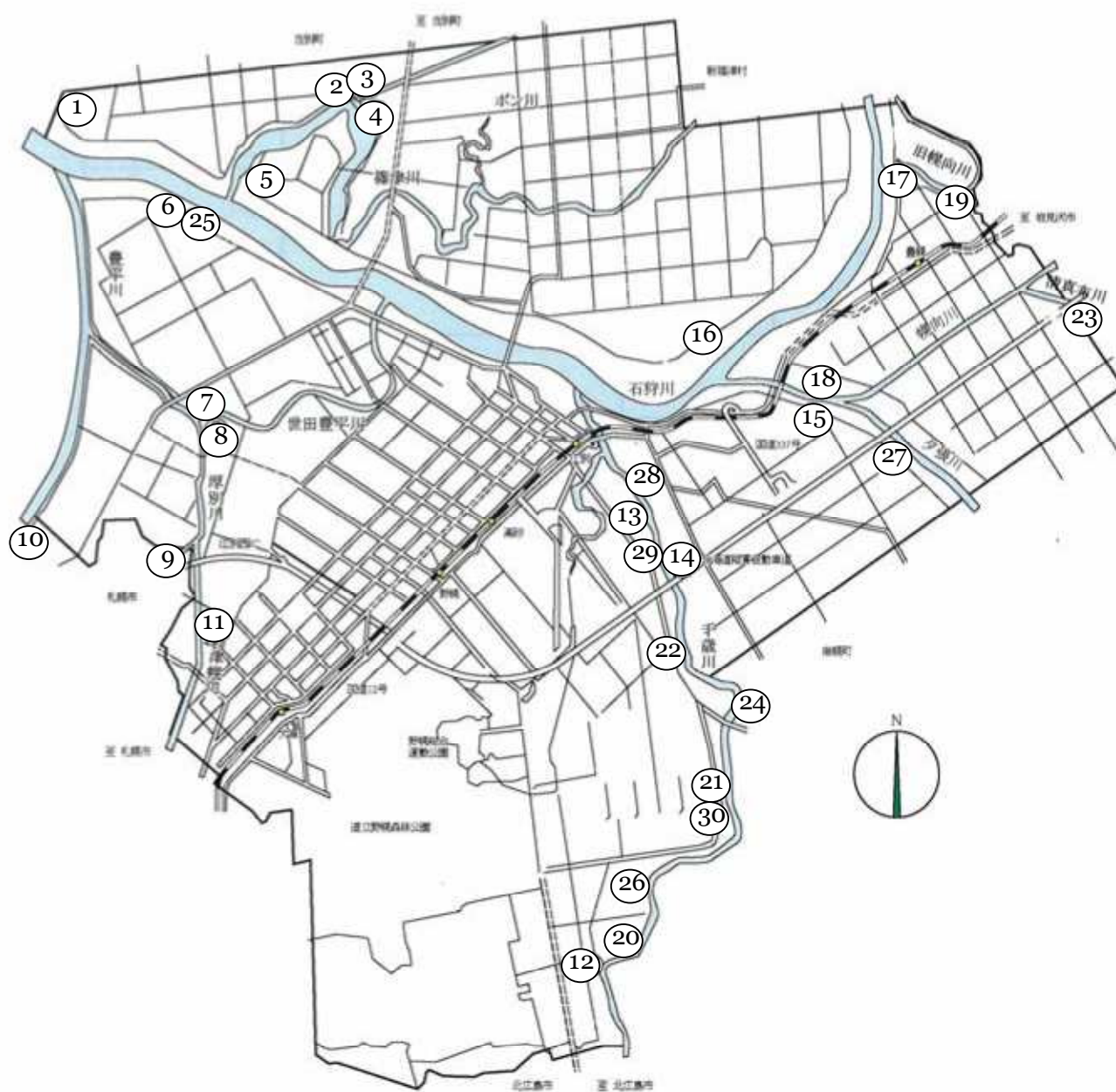
排水ポンプ場管理状況(1/2)

図面 番号	施 設 名	所 有 者	管理受託者	排 出 量
1	八幡第1排水機場	札幌開発建設部 公物管理企画課 011-611-0111	篠津中央 土地改良区 0133-23-2359	Q= 9.09 m ³ /s
2	八幡第2排水機場			Q= 4.80 m ³ /s
3	八幡排水機場 011-385-0602	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	Q= 8.00 m ³ /s
4	篠津川排水機場 011-383-0227			Q=30.00 m ³ /s
5	中島排水機場	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	-	Q= 0.61 m ³ /s
6	角山排水機場	札幌開発建設部 公物管理企画課 011-611-0111	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	Q= 4.00 m ³ /s
7	野幌排水機場			Q= 4.00 m ³ /s
8	世田ヶ谷排水機場 011-383-8611	札幌開発建設部 札幌河川事務所 011-581-3235	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	Q=20.00 m ³ /s
9	第1厚別排水機場 011-872-0780	札幌開発建設部 公物管理企画課 011-611-0111	札幌市建設局 下水道河川部 河川管理課 011-818-3415	Q= 4.00 m ³ /s
10	厚別排水機場 011-873-3534	札幌開発建設部 札幌河川事務所 011-581-3235	札幌市建設局 下水道河川部 河川管理課 011-818-3415	Q=22.00 m ³ /s
11	大麻排水機場 011-387-5497	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	-	Q= 1.90 m ³ /s
12	登満別排水機場	札幌開発建設部 公物管理企画課 011-611-0111	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	Q=12.00 m ³ /s
13	上江別排水機場			Q=16.00 m ³ /s
14	江別太排水機場			Q= 6.20 m ³ /s

排水ポンプ場管理状況(2/2)

図面 番号	施 設 名	所 有 者	管理受託者	排 出 量
15	中樹林排水機場	札幌開発建設部 公物管理企画課 011-611-0111	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	Q= 3.24 m ³ /s
16	南美原排水機場 011-384-6235			Q= 6.99 m ³ /s
17	お茶の水排水機場 011-383-5263			Q=42.68 m ³ /s
18	幌向太排水機場 011-385-2832	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	Q= 4.00 m ³ /s
19	沼尻揚排水機場 011-383-4726	新えべつ土地改良区 011-382-2667	-	Q= 0.28 m ³ /s
20	上の月揚排水機場	東野幌揚水組合	-	Q= 0.35 m ³ /s
21	南江別揚排水機場	南江別揚水組合	-	Q= 1.31 m ³ /s
22	江別揚排水機場 011-384-6743	新えべつ土地改良区 011-382-2667	-	Q= 0.77 m ³ /s
23	豊幌排水機場 0126-45-4166	札幌開発建設部 公物管理企画課 011-611-0111	岩見沢市農政部 農業基盤整備課 0126-23-4111	Q=29.80 m ³ /s
24	幌向運河排水機場 011-378-0724		南幌町 産業建設課 011-378-2121	Q=39.50 m ³ /s
25	新角山排水機場 011-384-6296	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	-	Q= 5.00 m ³ /s
26	神田排水機場 011-382-4747			Q= 4.00 m ³ /s
27	新中樹林排水機場 011-382-5142			Q= 2.50 m ³ /s
28	泉の沼排水機場 011-385-6746	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	Q= 6.00 m ³ /s
29	早苗別排水機場 011-382-3752			Q=15.00 m ³ /s
30	中央幹線排水機場	札幌開発建設部 公物管理企画課 011-611-0111	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	Q= 6.00 m ³ /s

排水ポンプ場位置図



【資料 16】

排水門管理状況(1/9)

地域	図面 番号	施 設 名	接続河川		所 有 者	管理受託者	断面形状
八 幡	1	八幡第 1 排水樋門	当別川	L	篠津中央 土地改良区 0133-23-2359	-	2.0×1.5
	2	南 7 号樋門	〃	L	札幌開発建設部 札幌河川事務所 011-581-3235	-	2.5×2.0
	3	篠津 運河水門 011-382-4581	篠津運河	-	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	-	25.44× 11.11
	4	八幡樋門	篠津川	R			1.5×1.5
	5	八幡 25 線 樋門	〃	R		江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	2.5×2.0
	6	泉樋門	八幡 二十五線川	R	札幌建設管理部 当別出張所 0133-23-2220	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	1.1×1.8
	7	八幡二十五線 八幡 7 号樋管	〃	R	篠津中央 土地改良区 0133-23-2359	-	φ 0.8
	8	八幡二十五線 八幡 7 号樋管	〃	L			φ 1.5
	9	有野 排水樋管	〃	R	札幌建設管理部 当別出張所 0133-23-2220	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	φ 0.6
	137	武田 排水樋管	〃	R			φ 0.9
	138	植村 排水樋門	〃	L			1.0×1.0
篠 津	10	篠津川 中島樋門	篠津川	L	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	-	1.5×2.0
	11	篠津川 下流樋門	〃	L		江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	3.0×2.2
	12	西脇 排水樋管	〃	R	札幌建設管理部 当別出張所 0133-23-2220	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	φ 0.6～
	13	工藤樋管	〃	R			φ 0.9
	14	中島揚水 機場樋門	〃	L	新えべつ土地改良区 011-382-2667	-	1.2×1.5

排水門管理状況(2/9)

地域	図面 番号	施 設 名	接続河川		所 有 者	管理受託者	断面形状
篠津	15	佐々木樋門	篠津川	L	札幌建設管理部 当別出張所 0133-23-2220	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	1.5×1.5
	16	千葉排水 樋管	〃	R	札幌建設管理部 当別出張所 0133-23-2220	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	φ 0.6
	17	林排水樋管	〃	R			1.2×1.5
	18	横田樋管	〃	R			φ 0.6
	18-2	横田第 2 樋管	〃	R			1.2×1.2
	19	八幡 27 線 樋管	篠津運河	R	篠津中央 土地改良区 0133-23-2359	-	φ 2.0
	20	蕨岱 29 線 樋門	〃	R			1.5×1.5
	21	美原第 3 揚水機場樋管	〃	L			φ 0.8
美原	22	美原三十六 線樋門	石狩川	R	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	-	2.0×2.0
	23	美原三十七線 樋門	〃	R			2.0×1.5
	24	南美原揚水 機場樋門	〃	R	新えべつ土地改良区 011-382-2667	-	2.6×1.5
豊幌	25	巴農場樋門	〃	L	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	-	3.0×2.2
	26	赤川樋門	〃	L			2.0×1.5
	27	幌向太樋門	夕張川	R		江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	2.5×2.0
	28	西 6 号樋門	幌向川	L	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	-	1.5×2.0
	29	西 5 号 右岸樋門	〃	R			1.5×2.0
	30	西 5 号 左岸樋門	〃	L			1.5×1.5

排水門管理状況(3/9)

地域	図面 番号	施 設 名	接続河川		所 有 者	管理受託者	断面形状
豊 幌	31	西 3 号 右岸樋門	幌向川	R	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	-	1.5×2.0
	32	西 3 号 左岸樋門	〃	L			2.0×1.5
	33	南豊幌揚水 機場樋門	〃	L	新えべつ土地改良区 011-382-2667	-	1.2×1.5
	34	豊幌揚水 機場樋門	〃	R			1.5×1.8
	35	西 1 号樋門	清真布川	L	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	-	2.0×1.5
	36	クッタリ 排水樋門	〃	L			2.0×2.0
	37	南 1 線樋門	旧幌向川	L	札幌建設管理部 岩見沢出張所 0126-26-3011	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	2.0×2.0
	38	クッタリ 樋門	〃	L			2.0×3.1
	39	上部樋門	幌向川	L	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	-	1.2×1.2
	41	北豊幌第 1 揚水機場樋門	旧幌向川	R	新えべつ土地改良区 011-382-2667	-	2.0×2.5
	42	沼尻揚排水 機場樋門	〃	L			1.5×1.8
	139	北豊幌第 3 排水機場樋管	〃	R	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	-	1.0×1.0
江 別 太	43	田井沼樋門	千歳川	R	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	-	2.0×2.0
	44	南 5 線樋門	〃	R			2.0×1.5
	45	中樹林樋門	夕張川	L			2.0×2.0
	46	中樹林排水 機場樋門	〃	L	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	-	1.2×1.2
	47	渋川樋門	〃	L	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	-	2.5×2.5

排水門管理状況(4/9)

地域	図面 番号	施 設 名	接続河川		所 有 者	管理受託者	断面形状
豊 幌	48	越後村樋門	石狩川	L	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	-	1.5×1.5
東 光 町	50	泉ノ沼樋門	千歳川	R		江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	2.5×2.5
野 幌	51	小林樋門	千歳川	L	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	-	1.5×1.2
	52	下の月樋門	〃	L			1.5×1.2
	53	中央幹線 樋門	〃	L			2.0×2.0
	54	中の月樋門	〃	L			1.2×1.2
	55	神田樋門	〃	L			2.5×2.0
	56	上の月樋門	〃	L			2.0×1.5
	57	登満別樋門	〃	L			3.0×3.0
	58	登満別排水 機場樋門	〃	L	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	-	1.5×2.4
	59	志文別樋門	〃	L	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	-	3.0×3.0
	60	分流堰樋門	早苗別川	L	札幌建設管理部 事業室事業課 011-662-1161	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	2.0×3.0
	61	讃岐橋樋門	〃	R			1.3×1.3
	62	筋違川 排水樋管	〃	L			φ 0.6
	63	羽田排水 樋管	〃	L			φ 0.9
	64	渡辺排水 樋門	〃	R			1.0×1.0
	65	土地改良区 排水樋管	〃	L			φ 0.9

排水門管理状況(5/9)

地域	図面 番号	施 設 名	接続河川		所 有 者	管理受託者	断面形状
野 幌	66	佐藤地先 樋管	早苗別川	R	札幌建設管理部 事業室事業課 011-662-1161	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	φ 0.6
	67	清平排水 樋管	〃	R			φ 0.6
	68	中島排水 樋門	〃	L			1.3×1.3
	69	放水橋排水 樋門	〃	R			1.0×1.0
	70	野幌 1 号橋 左岸樋管	〃	L			φ 0.9
	71	野幌 1 号橋 右岸樋管	〃	R			φ 0.6
	72	郷地先左岸 樋管	〃	L			φ 0.6
	73	郷地先右岸 樋管	〃	R			φ 0.6
	74	栗井地先 樋門	〃	L			1.1×1.1
	75	青木地先 樋門	〃	R			1.2×1.2
	76	小杉地先 樋管	〃	L			φ 0.6
	77	遠藤 樋管	〃	R			φ 0.9
	78	登満別排水 樋門	〃	R			2.5×1.5
	79	桐生地先 1 号樋管	〃	L			φ 0.6
	80	桐生地先 3 号樋管	〃	L			φ 0.6
	81	佐藤地先 樋管	〃	L			φ 0.6
	82	桐生地先 1 号樋管	〃	R			φ 0.6

排水門管理状況(6/9)

地域	図面 番号	施 設 名	接続河川		所 有 者	管理受託者	断面形状
野 幌	83	桐生地先 2号樋管	早苗別川	R	札幌建設管理部 事業室事業課 011-662-1161	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	φ 0.6
	84	浜辺地先 樋管	〃	L			φ 0.6
	85	RTN 樋門	〃	L	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	-	1.5×1.5
	86	第2号排水樋管	筋違川	R	札幌建設管理部 事業室事業課 011-662-1161	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	φ 0.6
	87	樺澤地先 排水樋管	早苗別川	L			φ 0.6
	88	高野地先 排水樋管	〃	R			φ 0.6
	89	星野地先 排水樋管	〃	R			φ 0.6
	90	郷地先 1号排水樋管	〃	L			φ 0.6
	91	郷地先 2号 排水樋管	〃	R			φ 0.6
	92	郷地先 3号 排水樋管	〃	L			φ 0.6
	93	郷地先 4号 排水樋管	〃	R			φ 0.6
	94	桐生地先 右岸排水樋管	〃	R			φ 0.6
	40	五十嵐地先 樋管	〃	L			φ 0.6
	49	上田地先 第1樋管	〃	R			φ 0.6
	113	岩田地先 第1樋管	〃	R			φ 0.6
	124	上田地先 第2樋管	〃	L			φ 0.6
	125	佐藤排水 樋管	〃	L			φ 0.6

排水門管理状況(7/9)

地域	図面 番号	施 設 名	接続河川		所 有 者	管理受託者	断面形状
野幌	126	山森地先 樋管	早苗別川	R	札幌建設管理部 事業室事業課 011-662-1161	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	φ 0.6
	127	第 3 号排水 樋門	筋違川	L			φ 0.9
	128	第 4 号排水 樋管	筋違川	R			φ 0.9
	140	第 8 号排水 樋管	〃	L			φ 1.0
	140- 2	筋違川排水樋管 No2	〃	R			φ 0.6
	95	早苗別川 樋門	千歳川	L	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	3.2×4.0
	96	上江別排水 機場樋門	〃	L	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	-	1.5×2.4
	97	上江別樋門	〃	L	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	-	1.5×2.0
	98	早苗別 排水機場樋門	〃	L			3.0×2.5
	99	早苗別川 水門	〃	L			8.5×1.5
	100	上江別集水 路取水樋門	早苗別川	R	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	-	2.5×2.5
	118	江別下水道 樋門	石狩川	L	江別市水道部 浄化センター 011-383-5174	-	2.2×3.0
	119	王子余水吐 樋門	〃	L	王子エフテックス(株) 011-384-7311	-	1.2×1.2
	120	王子排水 樋門	千歳川	L			1.2×1.2
	121	王子用水 樋門	〃	L			1.75×2.0
	122	5 条通樋門	〃	L	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	-	1.5×1.2

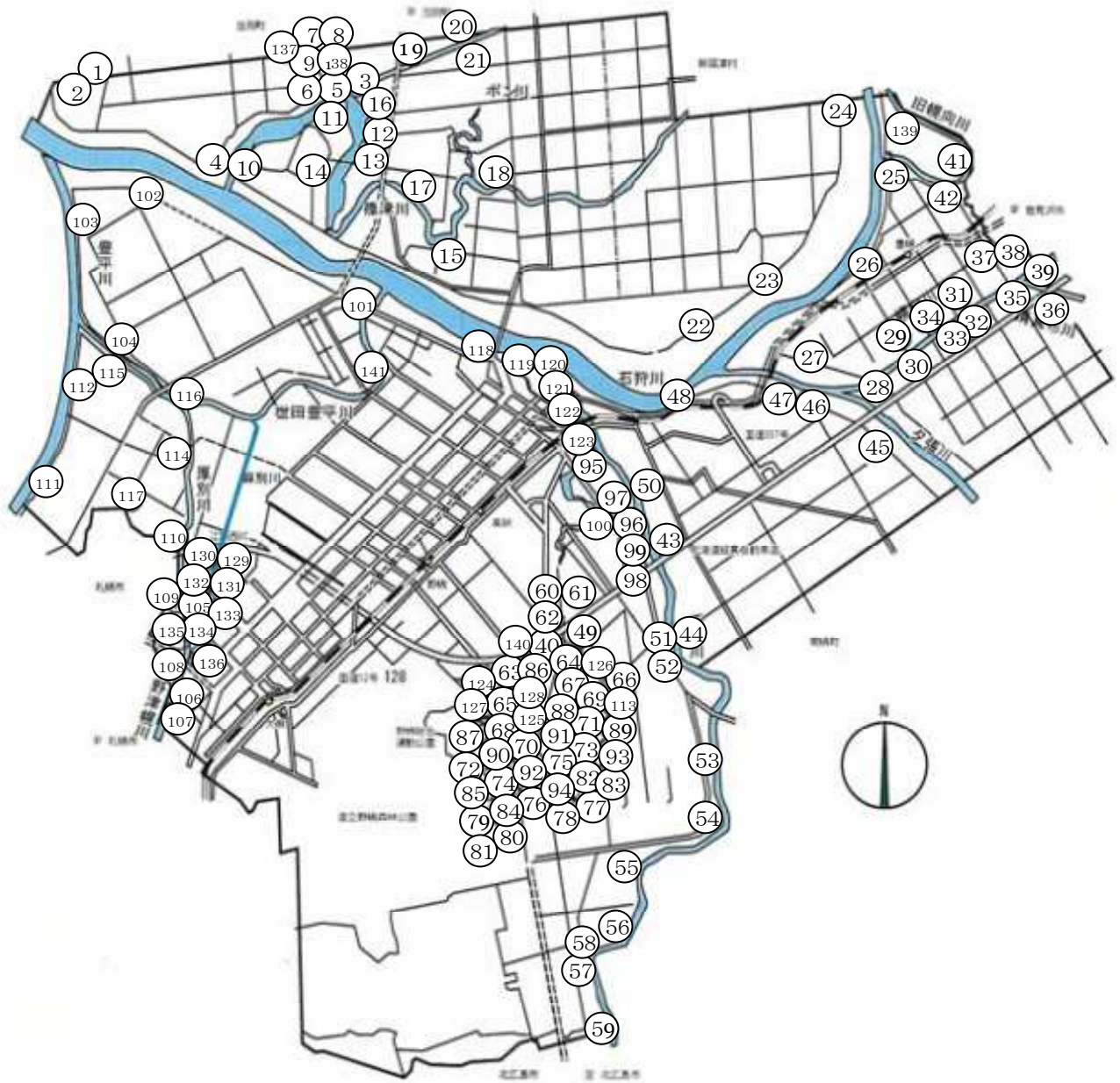
排水門管理状況(8/9)

地域	図面 番号	施 設 名	接続河川		所 有 者	管理受託者	断面形状
野 幌	123	江別市街 築堤 1 号樋管	千歳川	L	札幌開発建設部 江別河川事務所 011-382-2358	-	φ 0.6
	101	旧豊平川 樋門	石狩川	L			2.5×2.0
	102	角山排水 機場樋門	〃	L	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	-	1.8×1.8
	103	上福移樋門	豊平川	R	札幌開発建設部 札幌河川事務所 011-581-3235	-	2.5×2.0
	104	角山第 1 号 樋門	厚別川	R			1.5×1.5
	105	野津幌 1 号 樋門	野津幌川	R			2.0×2.0
	106	大麻団地 放流管樋門	〃	R	江別市水道部 下水道施設課 011-385-4988	-	φ 0.8
	107	野津幌 2 号 樋門	〃	R	札幌開発建設部 札幌河川事務所 011-581-3235	-	2.0×1.5
	108	野津幌 5 号 樋門	〃	L			1.2×1.5
	109	野津幌 4 号 樋門	〃	L			1.5×1.2
	110	合流点樋門	厚別川	L			2.0×2.0
	111	西角山樋門	豊幌川	R			2.0×1.5
	112	農場樋門	〃	R			2.0×2.0
	114	厚別第 2 号 樋門	厚別川	L			1.5×1.5
	115	西 1 線 樋門	〃	L			1.5×1.5
	116	世田ヶ谷 排水機場樋門	〃	R	札幌開発建設部 札幌河川事務所 011-581-3235	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	3.0×3.0

排水門管理状況(9/9)

地域	図面 番号	施 設 名	接続河川		所 有 者	管理受託者	断面形状
野幌	129	麻別川 19 号樋門	麻別川	R	江別市建設部 土木事務所治水課 011-383-5900	-	1.0×1.0
	130	麻別川 20 号樋管	〃 SP2540	L			φ 0.9
	131	麻別川 21 号樋管	〃 SP3096.3	R			1.2×1.2
	132	麻別川 22 号樋管	〃 SP3090	L			φ 0.6
	133	麻別川 23 号樋門	〃 SP3202	R			1.0×1.0
	134	麻別川 24 号樋管	〃 SP3291	L			φ 0.6
	135	麻別川 25 号樋門	〃 SP3685	L			3.1×2.4
	136	麻別川 26 号樋管	〃 SP3825	L			1.0×1.0
	141	5 丁目樋門	世田豊平川	-			1.0×1.0

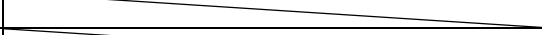
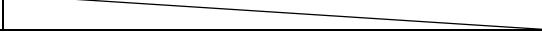
【資料 17】
排水門位置図



【資料 18】

警報・注意報発表一覧表

(令和 6 年 5 月 23 日現在)

江別市	府県予報区	石狩・空知・後志地方		
	一時細分区域	石狩地方		
	市町村等をまとめた区域	石狩中部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	131
	洪水	流域雨量指数基準	早苗別川流域=6.6、野津幌川流域=16.9、幌向川流域=26.7、厚別川流域=33.9	
		複合基準 ※ 1	－	
		指定河川洪水予報による基準	石狩川下流〔月形・石狩大橋・篠路〕、豊平川〔雁来〕、千歳川〔裏の沢〕、夕張川〔清幌橋〕、幾春別川〔西川向〕	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s	
	大雪	降雪の深さ	6 時間降雪の深さ 30cm あるいは 12 時間降雪の深さ 40cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	95	
	洪水	流域雨量指数基準	早苗別川流域=5.2、野津幌川流域=13.5、幌向川流域=21.3、厚別川流域=27.1	
		複合基準 ※ 1	早苗別川流域=〔7, 4.4〕	
		指定河川洪水予報による基準	石狩川下流〔石狩大橋〕、豊平川〔雁来〕、千歳川〔裏の沢〕、夕張川〔清幌橋〕	
	暴風	平均風速	13m/s	
	暴風雪	平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	70mm 以上;24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧	視程	200m	
	乾燥	最少湿度 30% 実効湿度 60%		
	なだれ	①24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上		
	低温	5 月～10 月：（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温） 平年より 8℃以上低い		
	霜	最低気温 3℃以下		
	着氷			
	着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

【資料 19】

北海道水防計画における洪水時の河川に関する水防警報

種 類	内 容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

【資料 20】

洪水予報河川・水位周知河川・水防警報河川(江別市内)

洪水予報河川		水位周知河川		水防警報河川	
流域面積が大きく、氾濫により重大な損害が生ずる恐れがあると指定された河川。流域の雨量、水位及び洪水予報等を、関係機関に通知及び一般に周知。 （流域面積が大きく、水位の予測が可能な河川。）		洪水予報河川以外で、氾濫により重大な損害が生ずる恐れがあると指定された河川。避難判断水位に達したときに、関係機関に通知及び一般に周知。 （流域面積が小さく、洪水予報を行う時間的余裕がない河川。）		氾濫により重大な損害が生ずる恐れがあると指定された河川。水防活動の目安のために、河川の状況に応じた水防警報を関係機関に通知。 （一般には周知されない。）	
水防法第10条第2項による指定状況 （札幌開発建設部）	水防法第11条第1項による指定状況 （札幌建設管理部）	水防法第13条第1項による指定状況 （札幌開発建設部）	水防法第13条第2項による指定状況 （札幌建設管理部）	水防法第16条第1項による指定状況 （札幌開発建設部）	水防法第16条第1項による指定状況 （札幌建設管理部）
石狩川 夕張川 千歳川 豊平川 篠津川	なし	厚別川 幌向川	野津幌川	石狩川 夕張川 千歳川 豊平川 篠津川	野津幌川

【資料 21】

水防担当者の連絡先(1/2)

札幌開発建設部
江別河川事務所

011-382-2358 (代表)

通 報 順 位	職 名	電 話 番 号
第 1 通報者	計画課長	090-7055-7115
第 2 通報者	事業専門官	090-9511-3727
第 3 通報者	計画課員	090-7055-7117

札幌開発建設部
札幌河川事務所

011-581-3235 (代表)

通 報 順 位	職 名	電 話 番 号
第 1 通報者	計画課長	090-3110-3551
第 2 通報者	専門官（維持担当）	090-3110-3552
第 3 通報者	所 長	090-3396-4902

札幌開発建設部
札幌道路事務所

011-854-6111 (代表)

通 報 順 位	職 名	電 話 番 号
第 1 通報者	総務課長	090-3019-3339

札幌開発建設部
札幌北農業事務所

011-391-0590 (代表)

通 報 順 位	職 名	電 話 番 号
第 1 通報者	—	—

石狩森林管理署
野幌森林事務所

011-386-0304 (代表)

通 報 順 位	職 名	電 話 番 号
第 1 通報者	森林官	090-8907-4762

札幌建設管理部
事業室事業課

011-662-1161 (代表)

通 報 順 位	職 名	電 話 番 号
第 1 通報者 第 2 通報者	事業課長 施設保全室長 主幹 2 名	① 090-1524-9386 ② 090-1523-5511 2 台により交代で当番

札幌建設管理部
岩見沢出張所

0126-26-3011 (代表)

通 報 順 位	職 名	電 話 番 号
第 1 通報者 第 2 通報者	所 長	①090-1524-7495 ②090-1520-4360 2 台により交代で当番
	次 長	
	施設保全室長	

水防担当者の連絡先(2/2)

札幌建設管理部
当別出張所

0133-23-2220 (代表)

通 報 順 位	職 名	電 話 番 号
(平日) 第 1 通報者	主査 (管理)	0133-23-2220
(休日・夜間) 第 1 通報者	所 長	090-8632-0771 1 台により交代で当番
	次 長	
	施設保全室長	

石狩振興局
地域創生部危機対策室

011-204-5818 (代表)

通 報 順 位	職 名	電 話 番 号
第 1 通報者	主 幹	090-9085-4019
第 2 通報者	主 査	090-8639-4805

新えべつ土地改良区

011-382-2667 (代表)

通 報 順 位	職 名	電 話 番 号
第 1 通報者	工務課長	090-1525-0886

篠津中央土地改良区

0133-23-2359 (代表)

通 報 順 位	職 名	電 話 番 号
第 1 通報者	工務課長	090-9433-3692
第 2 通報者	工務課長補佐	090-1975-0860

【資料 22】

江別市防災無線

資22-1

MCA無線機配置計画				IP無線機配置計画								
No.	組織	呼称名	担当課名	無線No.	組織		台数	呼称名	グループ名	配置場所		
1	総括部	本部001	危機対策・防災担当	1	本部対策室	各部との交信用	1	本部	本部	危機対策・防災担当		
2	消防本部	本部002	警防課	2	総括部	情報連絡責任者交信用	1	総括		危機対策・防災担当		
3	NTT東日本	NTT	北海道事業部 災害対策室	3		人員調整用	1	人員		危機対策・防災担当		
4	旭川ガス(株)	旭川ガス	総務・事務グループ	4		施設管理調整用	1	施設		危機対策・防災担当		
5	北海道電力(株)	ほくでん	北海道電力ネットワーク株式会社 道央統括支店 札幌東ネットワーク	5		情報連絡責任者及び関係班との交信用		1	情報推進	情報推進課		
6	陸上自衛隊	自衛隊	第11旅団第11高射特科隊	6	生活派遣部	情報連絡責任者交信用	1	生活派遣部	生活派遣部	市民生活課		
7	江別警察署	警察	警備課	7		情報連絡責任者及び関係班との交信用 廃棄物施設との交信用	1	環境室		環境室(廃棄物対策課)		
				8			1	クリーン		クリーンセンター		
				9		関係班との交信用		1		大麻出張所	大麻出張所	
防災携帯配置計画(災害時)				10	経済派遣部	情報連絡責任者交信用	1	経済派遣部	経済派遣部	商工労働課		
用途		台数		配置先		11	商工					
危機対策・防災担当		5	スマホ	個人貸与済み		12	救護部	情報連絡責任者交信用	救護部	(健)管理課		
開設順位第1順位の避難所		6	計11台	事務所保管、発生後配付		13		情報連絡責任者交信用		1	救護部	
商工班用(物資調達等)		2	携帯電話 計38台	事務所保管、発生後配付		14		情報連絡責任者及び関係班との交信用		1	福祉管理	
市民対策班用(広報車等)		5		事務所保管、発生後配付		15		情報連絡責任者及び関係班との交信用		1	保健センター	
救護・防疫班用(保健師等)		3		事務所保管、発生後配付		16	施設部	情報連絡責任者交信用	1	施設部		
教育対策班用(掲示板等)		2		教)総務課へ配置済み		17,18		情報連絡責任者及び関係班との交信用	1	建設管理		
小中学校、えみくる		26		各施設へ配置済み		19		情報連絡責任者及び関係班との交信用	2	施設1、2		
備考		他課等が管理している公用携帯の利用も考慮		20	情報連絡責任者及び関係班との交信用	1		土木1	施設部	(建)管理課		
				21	水道部	情報連絡責任者及び関係班との交信用	1	水道部				
				22		情報連絡責任者交信用	1	水道総務			水道部	水)総務課
				23		情報連絡責任者及び関係班との交信用	1	浄水場				
				24		教育・援護部	情報連絡責任者及び関係班との交信用	1	浄化センター	教育部	浄化センター	
				25	情報連絡責任者交信用		1	教育援護部				
				26	医療部	情報連絡責任者及び関係班との交信用	1	教育対策	医療部	教)総務課		
				27		情報連絡責任者交信用	1	医療部				
				28	予備	被害状況に応じて必要班に配置	1	医療	医療部	病)管理課		
避難所配置合計				6		台						

【資料 23】

削除

【資料 24】

地域別現地巡視員

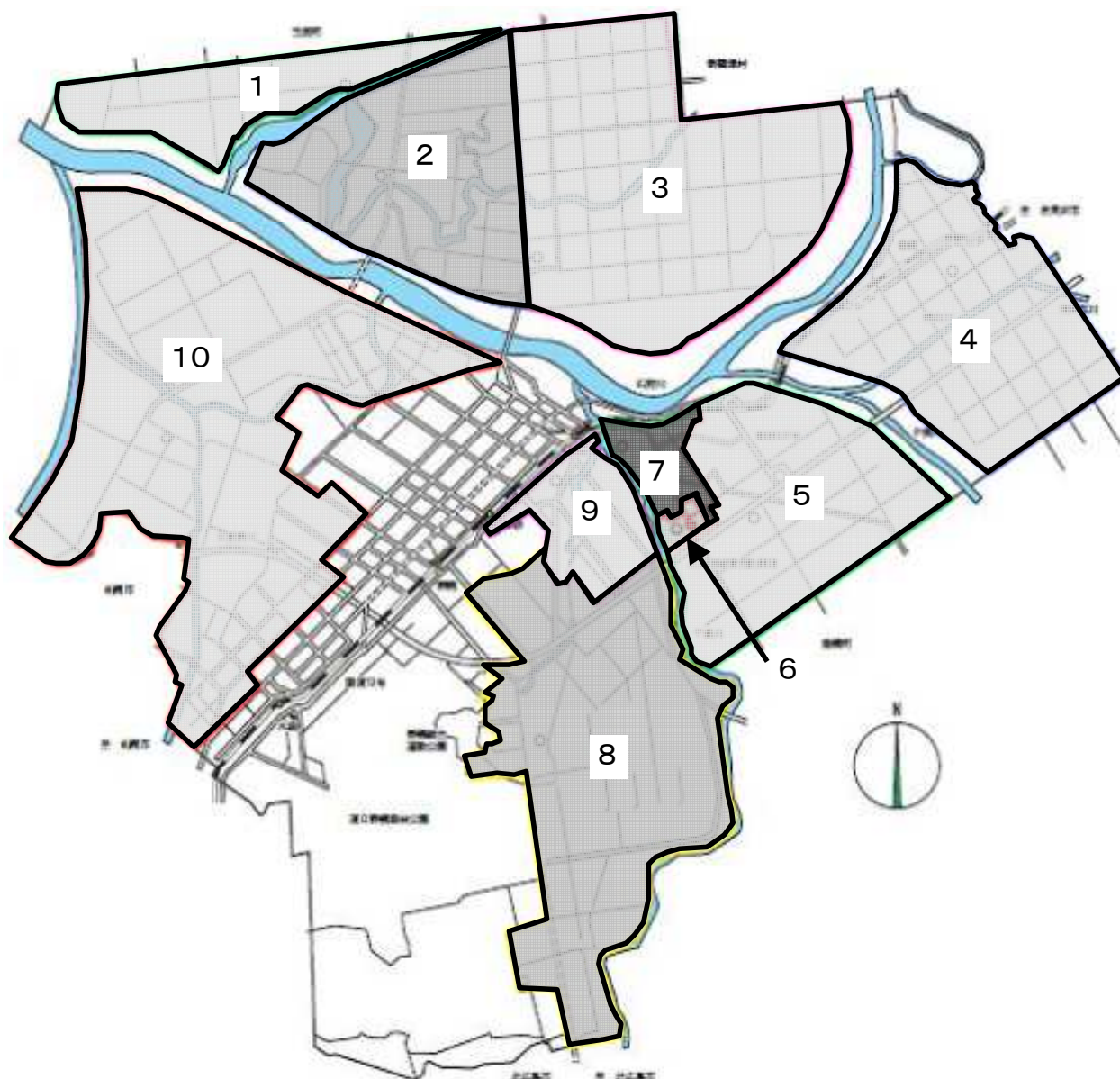
地域別現地巡視員

図面 番号	地 域	地域別現地巡視員		関連河川
1	八 幡	市職員	八幡自治会	石狩川 八幡25線川 篠津運河
2	篠 津		篠津自治会	石狩川 篠津川 ポン川 篠津運河
3	美 原		美原自治会 豊栄自治会	石狩川 篠津川 篠津運河
4	豊 幌		豊幌自治会 豊幌町内自治会	石狩川 幌向川 清真布川 夕張川 豊幌川 赤川
5	江別太		江別太自治会	石狩川 夕張川 千歳川 明野川
6	あけぼの町		あけぼの団地協力会 あけぼのみどり自治会	千歳川
7	東光町		東光自治会 東光東自治会 朝日自治会 萌えぎ野・ひまわり自治会	石狩川 千歳川
8	野 幌		野幌自治会 下の月自治会	千歳川 早苗別川 筋違川 学田川 登満別川 志文別川 大沢川 萩野沢川 東2号川
9	上江別		上江別連合自治会	早苗別川
10	角 山		角山協和自治会	石狩川 豊平川 厚別川 野津幌川 世田豊平川 麻別川 吉井川 機農川 元野幌川

JA道央・
建設業者
の職員

【資料 25】

地域別現地巡視員 担当水防区域図



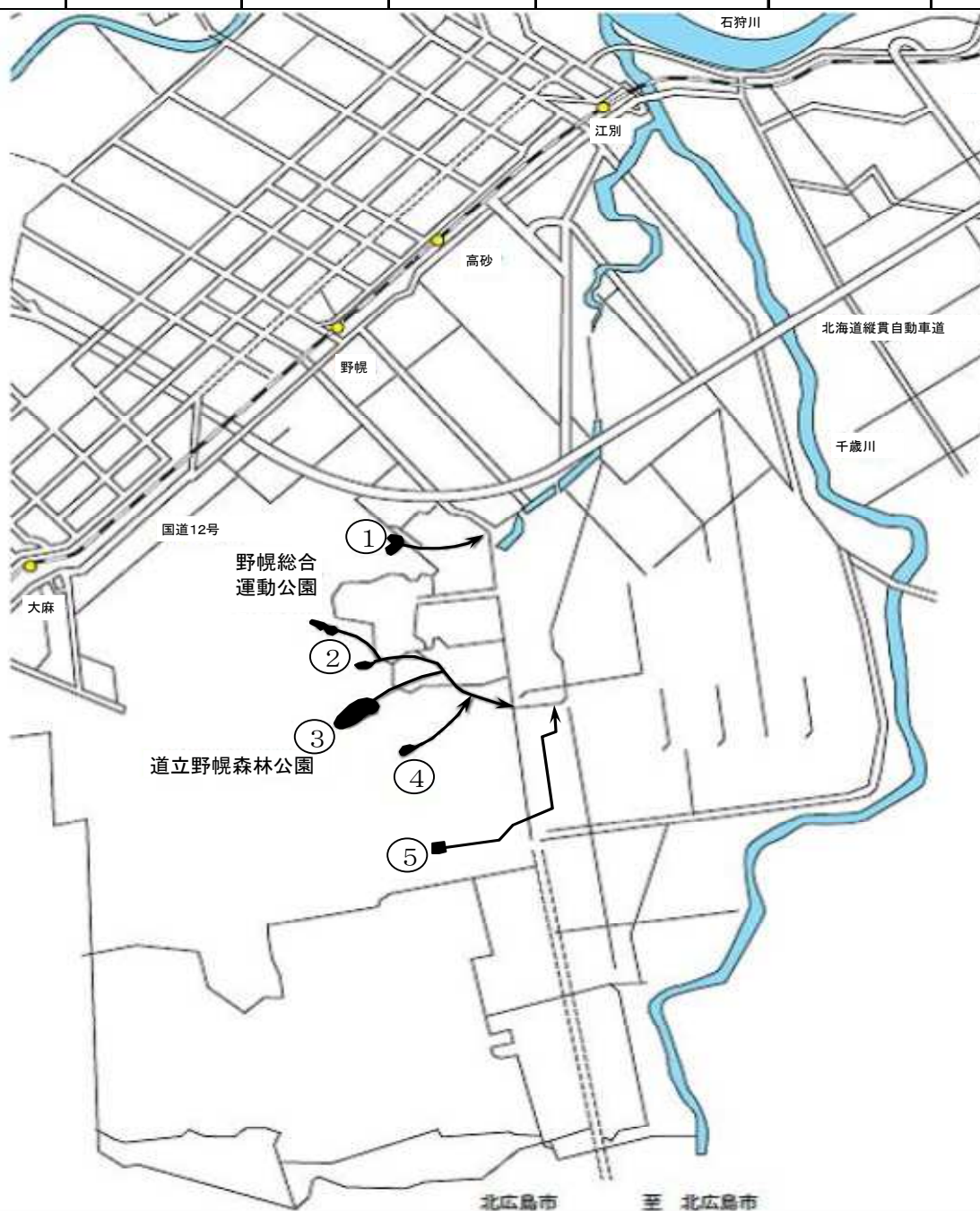
凡 例

番号	地 域
1	八 幡
2	篠 津
3	美 原
4	豊 幌
5	江 別 太
6	あけぼの町
7	東 光 町
8	野 幌
9	上 江 別
10	角 山

【資料 26】

貯水池

図面 番号	施 設	位 置	用水規模	管 理 者		摘 要
①	桜沢貯水池	野幌自然林 養 林 内	農用兼防火 19,901㎡	桜沢水利組合	西野幌94 384-6817	早苗別川
②	大沢貯水池	〃	同 64,997㎡	野幌中部水利組合	西野幌498 384-6826	〃
③	松川貯水池	〃		〃	〃	〃
④	荻野沢貯水池	〃	同 31,092㎡	〃	〃	〃
⑤	原貯水池	〃	同 10,885㎡	登満別用水組合	東野幌435	〃



【資料 27】

水防工法

水防工法

1 土俵の作成

用 途 各種工法の積土俵・おもり土俵及び詰土俵用

作り方 (1) 麻土俵の作成

約40kg (ショベル10～13杯) 土を締めながら入れ口締めをする。

麻袋が大きい場合は1～2箇所網で十分締め胴締めする。

(2) かます土俵の作成

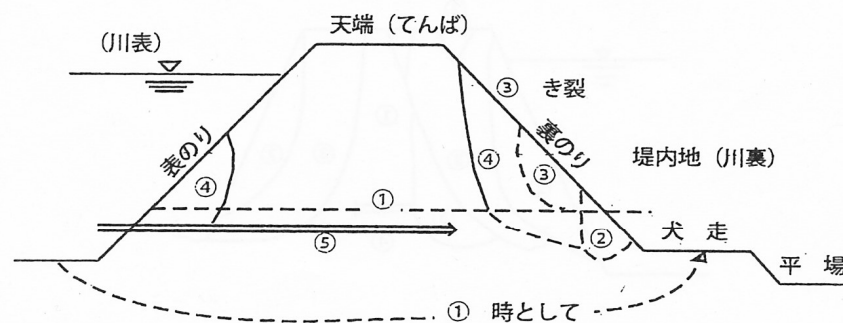
土を各部均等に入れたのち入口を巻いて1～2箇所胴締めをする。

2 河川堤防の破堤と水防工法

破堤の原因と過程

a 越 水 (溢水) (積土俵・じゃかご積み等)

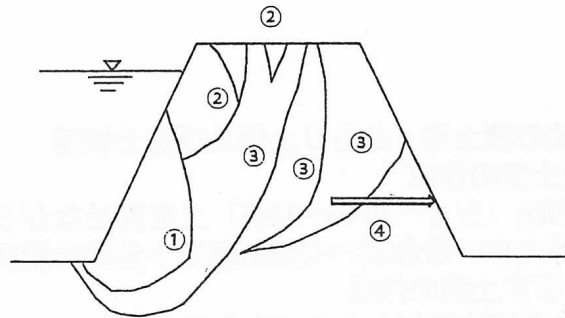
b 漏 水 (滲水) (簗・ビニールシート) 張り・月の輪等)



- ① のり尻あるいは堤内地に水が噴出又は湧水する。
- ② 漏水孔から土砂が流出し逐次拡大する。
- ③ 堤内は軟弱となり、のりくずれ或いはき裂を生ずる。
- ④ のりくずれが続き洗掘も生じかつ漏水孔も拡大する。
- ⑤ 通常漏水孔は一挙に吹き出し破堤する。

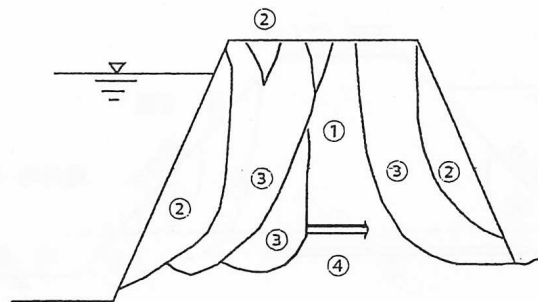
※ 裏のり全面から水がしみ出ている場合は、一挙に破堤することは少なく、漏水口を生じて上記の過程を経ることが多い。

c 洗 掘 (木流し、三基枠等)



- ① 土砂等を含んだ激流がのり面及びその基部を洗掘する。護岸がはく離されると洗掘は促進される。
- ② のりくずれ・き裂を生ずる。
- ③ しだいに表のりの洗掘のりくずれが増大し、堤防の断面積は小さくなる。
- ④ 漏水を生じ破堤するか、水压に抗しきれないで押し流される。

d のりくずれ (五徳縫い・杭打ち積土俵・土俵羽口等)



- ① 長期間の高水位により堤体が飽水状態となると土の摩擦力が減少する。
- ② き裂あるいはのりくずれを生じのり面はすべり落ちる。
- ③ のりくずれ洗掘が続く堤体の断面積は逐次減少する。
- ④ 堤体が水压に抗しきれなくなるか、あるいは漏水等の作用で破堤する。

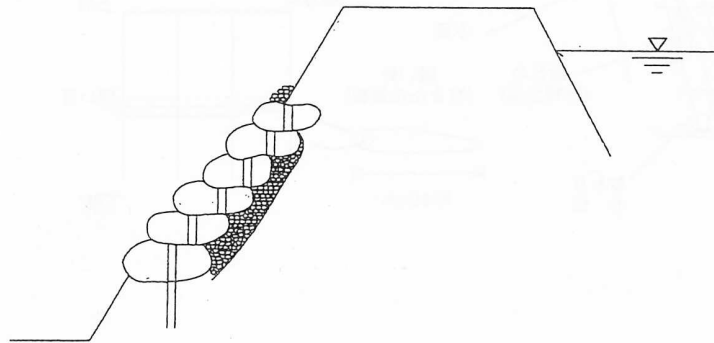
e き裂 (折り返し・杭打ちつなぎ等)

3 河川堤防の水防工法

(1) 土俵羽口

目的 裏のり崩壊補強（減少したのち洗堀された表のりの補強にも可）
 作成法 底部をおおむね水平にならし、土俵を小口並びに1層積んで杭を打ち安定をはかる。

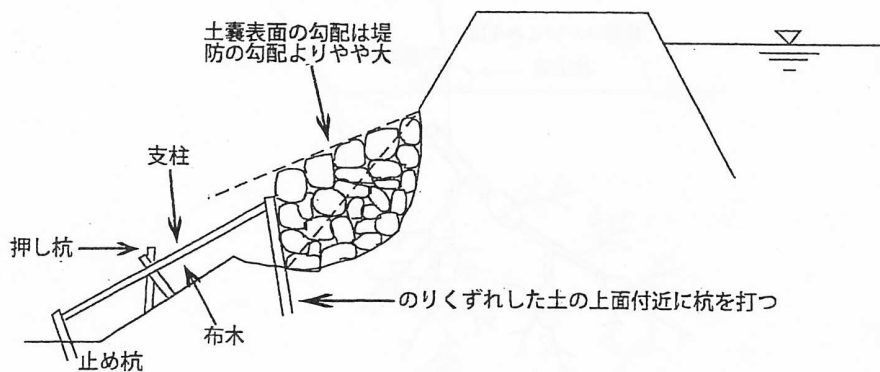
土俵の間隔と裏には土を入れよく固める。
 2段目から同じ要領で原形ののり面に添う様に積み上げる。



(2) 杭打積土俵

目的 川裏法・崩壊防止

作成法 のり先に土俵を長手に積み上げその支え、長さ2.5m内外の杭を0.6m
 毎芯々に打込み、1部に布木を結びつけこれに支柱を数m毎、設置し転
 倒を防止する。支柱の中間に押え杭、根元には止杭を設置する。



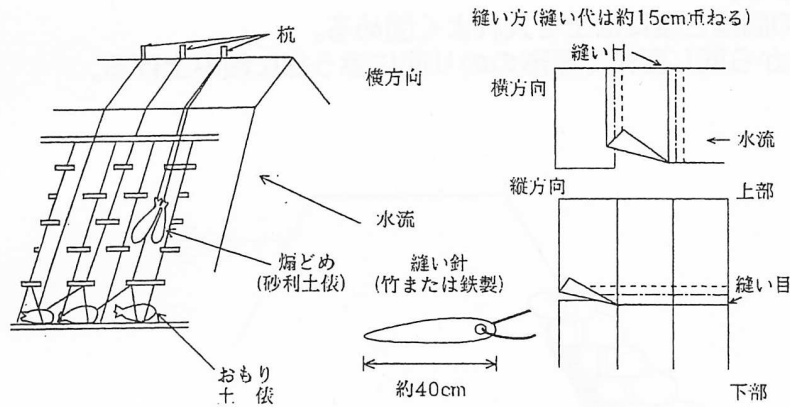
(3) 簾（ビニールシート）張り

目的 川表のり面崩壊及び透水防止

（のみ口が確認出来るとき、確認されたのみ口が直接閉塞出来な

いとき、漏水を防止する。畳でも可)

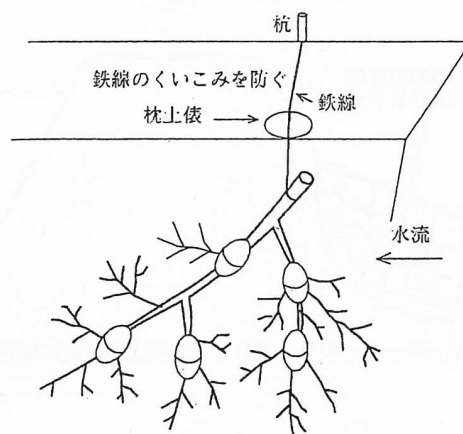
作成法 幅3枚、長さはおりの尻までの簾を縫い合わせ横に約50cm間隔にあらし竹（代用可）を縫い付けおもり土俵を最下端に簾1枚に1俵の割で取付けこれを芯にして簾の子巻とし、天端から綱により徐々に垂れおろし煽どめの土俵をのせて固定する。



(4) 木流し

目的 急流部流速を緩和し洗堀予防、川表法面、崩壊の拡大防止に用いる。

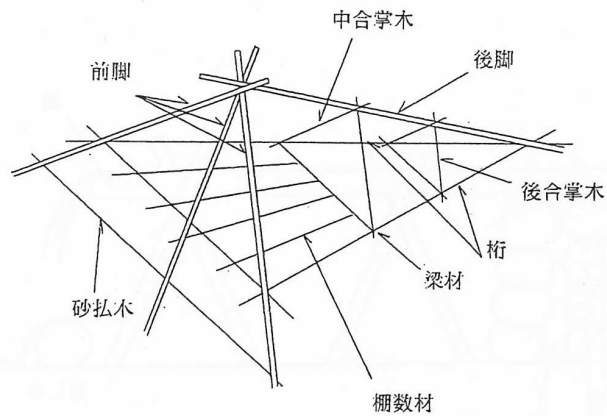
作成法 樹木を根本から切り、枝におもり土俵（又は石俵）を付け根元は鉄線で縛りその一端を留杭に結束して上流より流しかけて崩壊面に安定させる。



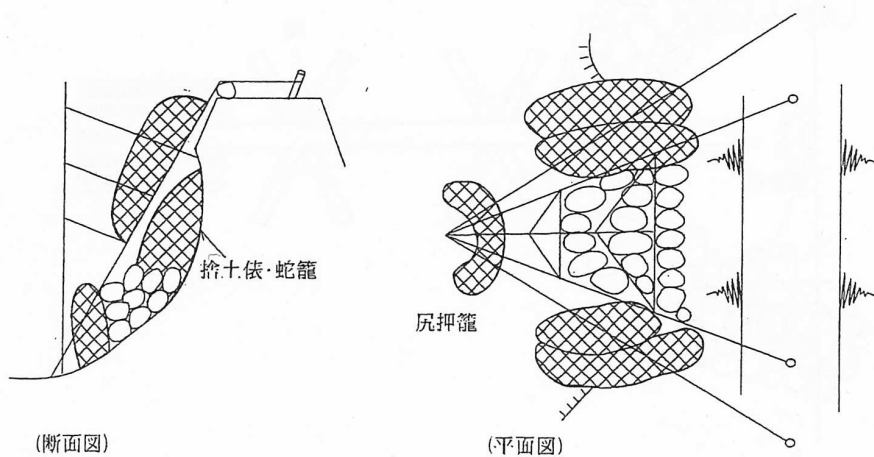
(5) 三基枠

目的 流水の激突を緩和し堤脚崩壊面の拡大防止

- 作成法 (1) 前脚と桁・後脚の結束（前脚と桁は直角）
 (2) 中合掌木の結束（結束は鉄線により十字結び・斜め結び）
 (3) 砂払木の結束
 (4) 柵数材の結束



入力設置（作業中ののりくずれに特に注意）

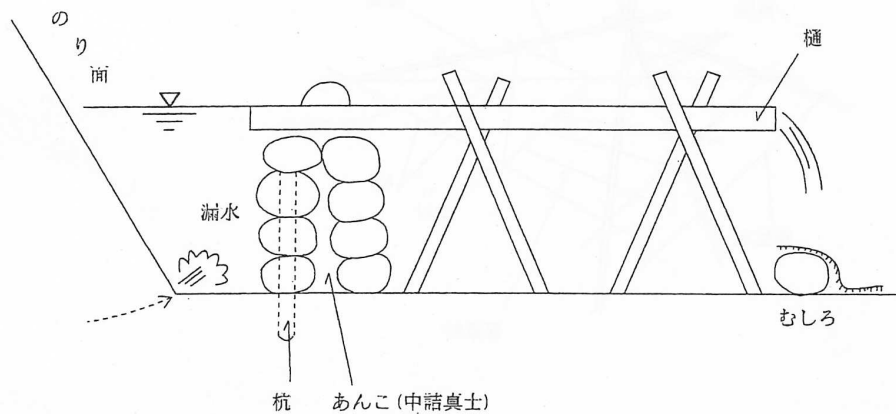


(6) 月の輪

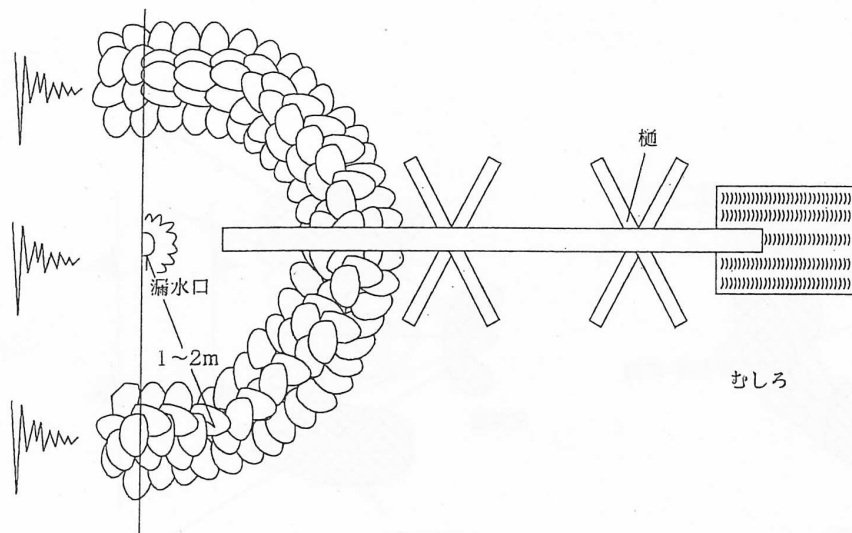
目的 川裏の漏水を土俵堤を築造して漏水圧を弱める。

作成法 漏水口の周囲に土俵を半月状（半径1.2m～2.0m）に積上げこの中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。土俵積の高さは水圧を弱める程度とする。

土俵堤の安定をよしとするため柱を打つ。透水は樋を作り土俵堤から放水させ流水口には簀をあて洗堀を防ぐ



(断面図)



(平面図)

【資料 28】

水防活動実施報告書

水防活動実施報告（ 月分）

水防管理 団体分		水防活動 延人員	活 動 費								水防活動を 実施した 月日	備 考
指定 特定 別	団体名		使用資材費			機械等 借料	食糧費	出動 手当等	その他	計		
			主要 資材	その他 資材	小計							

資28-1

- （注）
1. 道有水防倉庫の資器材を使用した場合は、団体名欄に道有と記入すること。
 2. 主要資材とは、俵、かます、布袋等、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠及び置石である。
 3. 報告書は、A4 横書とする。

【資料 29】

浸水想定区域内における要配慮者施設一覧 (1/3)

■高齢者福祉施設 (39 施設)

施設名称	住所
江別ケアパークそよ風	江別市 1 条 3 丁目 12-2
介護付有料老人ホームふれあいの里華仙	江別市上江別西町 5-5
グループホーム北海ハウスみずほ館	江別市あけぼの町 51-13
特別養護老人ホーム誠志苑	江別市江別太 222-10
ショートステイ誠志苑	江別市江別太 222-10
デイサービスセンターのぞみ	江別市江別太 222-7
ケアハウスのぞみ	江別市江別太 222-7
グループホームひまわりの郷	江別市上江別西町 13-3
リハビリ特化型デイサービスカラダラボ	江別市上江別南町 2-16
グループホームたんぽぽ江別東光館	江別市東光町 33-6
デイサービスセンタープラネット	江別市東光町 106-1
住宅型有料老人ホームプラネット	江別市東光町 106-1
グループホームそるぶす豊幌	江別市豊幌美咲町 2-2
グループホームゆうあい	江別市豊幌美咲町 23-14
デイサービスセンター友愛江別	江別市豊幌美咲町 23-8
江別盲人養護老人ホーム恵明園	江別市豊幌美咲町 23-8
短期入所生活介護事業所恵明園	江別市豊幌美咲町 23-8
ニチイケアセンター江別	江別市緑町西 1 丁目 110-1
小規模多機能ホーム夢ふうせん東光	江別市東光町 12-3
まごころハウス緑町	江別市緑町東 2 丁目 10-2
デイサービスがまの穂	江別市緑町東 3 丁目 111-1
夢ふうせんみどり	江別市緑町東 3 丁目 111-32
小規模多機能居宅介護支援事業所結の華	江別市ゆめみ野東町 1-1
シャルール夢結路	江別市ゆめみ野東町 1-1
江別地域複合型ライフケアセンター夢あかり	江別市ゆめみ野東町 1-5
デイサービスセンター夢美はな	江別市ゆめみ野東町 1-5
小規模多機能ホームゆめみの	江別市ゆめみ野東町 33-10
グループホームゆめみの	江別市ゆめみ野東町 33-10
デイサービスつばさ	江別市ゆめみ野東町 7-20
江別地域複合型ライフケアセンター夢つむぎ	江別市ゆめみの東町 1-5
デイサービスセンターわかくさ	江別市若草町 6-1
ウェルライフヴィラ江別駅前	江別市上江別東町 4-1
夢結路	江別市ゆめみ野東町 1-1
指定短期入所生活介護事業所夢あかり	江別市ゆめみ野東町 1-5
デイサービス江別ケアパークそよ風	江別市 1 条 3 丁目 12-2
ショートステイ江別ケアパークそよ風	江別市 1 条 3 丁目 12-2
グループホーム江別ケアパークそよ風	江別市 1 条 3 丁目 12-2
認知症デイサービス夢ふうせんみどり	江別市緑町東 3 丁目 111-32
住宅型有料老人ホーム夢ふうせん東光	江別市東光町 12-3

浸水想定区域内における要配慮者施設一覧 (2/3)

■障がい者福祉施設 (17施設)

施設名称	住所
共同生活援助事業所グループホームフレンド	江別市あけぼの町 52-6
障害者支援施設えべつ朋友荘	江別市江別太 562-21
生活介護事業所ななかまど	江別市江別太 562-22
江別緑志苑	江別市東野幌 624
きずな緑町	江別市緑町東 1 丁目 97
スノーボードヘルパーステーション	江別市あけぼの町 39-26
ぐるーぷほーむここから	江別市あけぼの町 25-12
就労継続支援 A 型事業所はみんぐプラザ	江別市豊幌はみんぐ町 3-4
就労継続支援 B 型アルブル江別	江別市 2 条 5 丁目 9-2-3
就労継続支援 B 型 NOW	江別市 4 条 3 丁目 20
就労継続支援 B 型事業所ジョブクルー	江別市上江別東町 44-8
就労継続支援 B 型事業所すたーりす	江別市萌えぎ野西 29-19
就労継続支援 B 型ジャパニケア江別	江別市 6 条 7 丁目 14-3-201
mirai	江別市東光町 100-1
共同生活援助・ぐるーぷほーむ・りすたーと	江別市あけぼの町 26-29
生活介護事業所リオス	江別市ゆめみ野東町 1-5
はびねす kids ホップ江別店	江別市上江別西町 53-17

■児童福祉施設 (18施設)

施設名称	住所
ニチイキッズえべつ駅前保育園	江別市 2 条 5 丁目 9-2 えべつみらいビル 2 階
認定こども園若葉幼稚園	江別市 5 条 5 丁目 8
認定こども園もりのひだまり	江別市上江別東町 15-2
あすかの森認定こども園	江別市緑町西 1 丁目 81
北光保育園	江別市美原 1441-13
東光児童センター	江別市東光町 27-7
あかしゃ児童会	江別市江別太 222-6
豊幌児童クラブ	江別市豊幌 419
クマさんのレンガの家ゆめみ野ジュニアクラブ	江別市ゆめみ野南町 27-1
江別第一小学校放課後児童クラブ	江別市緑町西 1 丁目 37
ファミリーホームフリフリ	江別市上江別東町 5-41
きっずぱーく江別保育園	江別市上江別西町 5-7
江別桃の花保育園	江別市 2 条 5 丁目 9-2 江別みらいビル 1 階
ラブクローバーの保育園江別	江別市 3 条 1 丁目 5-1
小規模保育所夢ふうせん	江別市東光町 12-4
江北放課後児童クラブ	江別市篠津 805-3
放課後児童クラブみなば	江別市緑町東2丁目 10-2 まごころハウス1階 交流スペース
アフタースクール江別第一	江別市緑町西 1 丁目 103

浸水想定区域内における要配慮者施設一覧（3/3）

■幼稚園（3施設）

施設名称	住所
江別大谷幼稚園	江別市 6 条 5 丁目 1
江別あかしや幼稚園	江別市江別太 222-6
上江別幼稚園	江別市上江別 433-19

■小学校及び中学校（6施設）

施設名称	住所
江別太小学校	江別市朝日町 25
北光小学校	江別市篠津 805-3
豊幌小学校	江別市豊幌 419
江別第一小学校	江別市緑町西 1 丁目 37
上江別小学校	江別市ゆめみ野南町 9-3
江陽中学校	江別市萌えぎ野中央 10-2

浸水想定区域内における 要配慮者利用施設の 避難確保計画

【対象災害】

【施設名】

年 月作成

樣式編 目次

	項目	樣式等

1 計画の目的

関連法：

2 施設の概要

利用形態	通所	入所

※利用形態を記載

※入所には、長期・短期が分かるように記載

建物の階数	階

※建物の階数を記載

施設の人数

	平 日						休 日					
	利用者			施設職員			利用者			施設職員		
昼 間	約		名	約		名	約		名	約		名
夜 間	約		名	約		名	約		名	約		名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

3 施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害（洪水）

洪水浸水想定区域 （洪水）	☐ 該当なし	☐ 該当 最大浸水深	
		浸水継続時間	
		家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無	
		☐ 該当	☐ 該当なし

● 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名
警戒レベル 1 ↓ 災害への 心構えを高 める段階												
警戒レベル 2 ↓ 注意体制	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名
警戒レベル 4 ↓ 非常体制	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名

防災体制一覧表 ⇒様式11

警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを 高める段階	
警戒レベル2 ↓ 注意体制	
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	
警戒レベル4 ↓ 非常体制	

- 事前休業の判断について
- 事前休業の判断基準となる防災気象情報等

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

様式 3

	収集すべき情報	入手先
洪水	【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警報級の可能性) ・洪水注意報、洪水警報 ・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)	
	【洪水予報(国土交通省)】 ・氾濫注意情報、氾濫警戒情報 ・氾濫危険情報、氾濫発生情報	
	【避難情報(江別市)】 ・警戒レベル3 高齢者等避難 ・警戒レベル4 避難指示 ・警戒レベル5 緊急安全確保 【避難所の開設状況(江別市)】 指定緊急避難場所や福祉避難場所の開設状況	
	【道路状況】 道路の通行止め情報	

●主な情報サイト

名称	URL
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/
川の防災情報ホームページ	https://www.river.go.jp/
江別市ホームページ「江別市防災情報」	http://bousai.city.ebetsu.hokkaido.jp/

(2) 情報伝達

警戒レベル	対象情報	主な入手先	伝達内容(例)	情報伝達の流れ	
				発信者	情報伝達先
警戒レベル1	早期注意情報				
	事前休業の判断				
警戒レベル2	職員への招集連絡				
	洪水注意報				
	氾濫注意情報				
	大雨注意報				
警戒レベル3	洪水警報				
	氾濫警戒情報				
	大雨警報				
	高齢者等避難				
	避難先の開設情報				
	避難開始の連絡				
警戒レベル4	避難指示				
	避難完了の連絡				
	氾濫危険情報				

利用者緊急連絡先一覧表 ⇒様式7

緊急連絡網 ⇒様式8

外部機関等の緊急連絡先一覧表 ⇒様式9

6 避難誘導

(1) 避難先、移動距離及び避難方法

様式 4

【避難開始基準や避難先、避難方法の考え方】

◆原則、高齢者等避難(警戒レベル3) ⇒ 浸水想定区域外へ

※河川にもよるが、概ね氾濫開始の2～3時間前に発令

- ・浸水深が大きく施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は、立退き避難(水平避難)する。
- ・立退き避難(水平避難)先の第一優先としては、系列施設や他の同種同類似施設を選定する。

◆緊急安全確保(警戒レベル5)

- ・急激に災害が切迫することにより、浸水想定区域外の避難先へ安全に避難ができない場合は、近隣の安全な場所へ避難するか屋内安全確保を行う。

※「屋内安全確保」を選択する場合は、以下の条件を満たす必要がある。

- ☐ 家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に該当しないこと。
- ☐ 最大想定浸水深よりも高い場所に避難可能な居室があること。
- ☐ 一定期間浸水が継続する状況に対応可能な備蓄や設備があること(水・食料の備蓄、暖房・寝具の確保等)。

洪水	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
【避難先1】 系列施設や 他の同種同類似施設		m	☐	☐ 台			
【避難先2】 指定避難所		m	☐	☐ 台			
【避難先3】 近隣の安全な場所		m	☐	☐ 台			
【屋内安全確保】 本施設内の安全な 場所		m					

(2) 避難経路

避難先までの避難経路は、【避難先までの避難地図】のとおりとする。

避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【避難先までの避難経路図】⇒別紙

対応別避難誘導一覧表 ⇒様式10

7 避難に必要な設備の整備

様式 5

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等			
分類	設備等	数量	設置場所、保存場所
通常の設備	エレベーター		
	上下階の移動のできる大型スロープの設置		
	車椅子		
	その他()		
	その他()		
	その他()		
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置		
	土のう		
	止水板		
	階段昇降機の設置		
	その他()		
	その他()		
	その他()		

8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な装備品や備蓄品等			
分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ		
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末		
	電話やファックス		
	携帯電話やスマートフォン		
	電池や非常用電源		
避難誘導	名簿(施設利用者)		
	案内旗		
	ビブス		
	懐中電灯		
	拡声器		
	雨具		
	ライフジャケットやヘルメット		
	避難ルートを示したマップ		
	救急用品		
	移動用の車両		
避難先	水や食糧		
	衛生用品や衣料品		
	電池や携帯充電器		
その他			

9 防災教育及び訓練の実施に関する事項

防災教育及び訓練の年間計画

避難確保計画の作成＝防災体制の確立

実施予定時期

避難確保計画の周知

○施設職員、施設利用者や施設利用者の家族、避難支援協力者に電子データなどで避難確保計画を共有し、周知する

施設職員、避難支援協力者への防災教育

○水害の危険性や避難場所の確認
○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 等

利用者、施設利用者の家族への防災教育

○水害の危険性や避難場所の確認
○緊急時の対応等に関する保護者・家族等への説明 等

通所部門

情報収集、情報伝達訓練

○施設職員の緊急連絡網の試行
○保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行 等

立退き避難訓練

○避難経路ごとに避難方法（車、徒歩など）を確認
○施設から避難先までの避難に要する時間の計測 等

入所部門

情報収集、情報伝達訓練

○施設職員の緊急連絡網の試行
○保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行 等

屋内安全確保訓練

○避難方法の確認
○避難に要する時間の計測 等

避難訓練結果の振り返り

○訓練終了後に参加者全員で訓練を振り返る
○訓練計画時に決めた訓練の目的・目標について達成度を確認し、その後、個別の反省点や行動等について意見交換する

市町村への避難訓練結果の報告

○手引き第9章に掲載している避難訓練結果の報告様式に基づき、江別市に訓練結果を報告する

避難確保計画の見直し

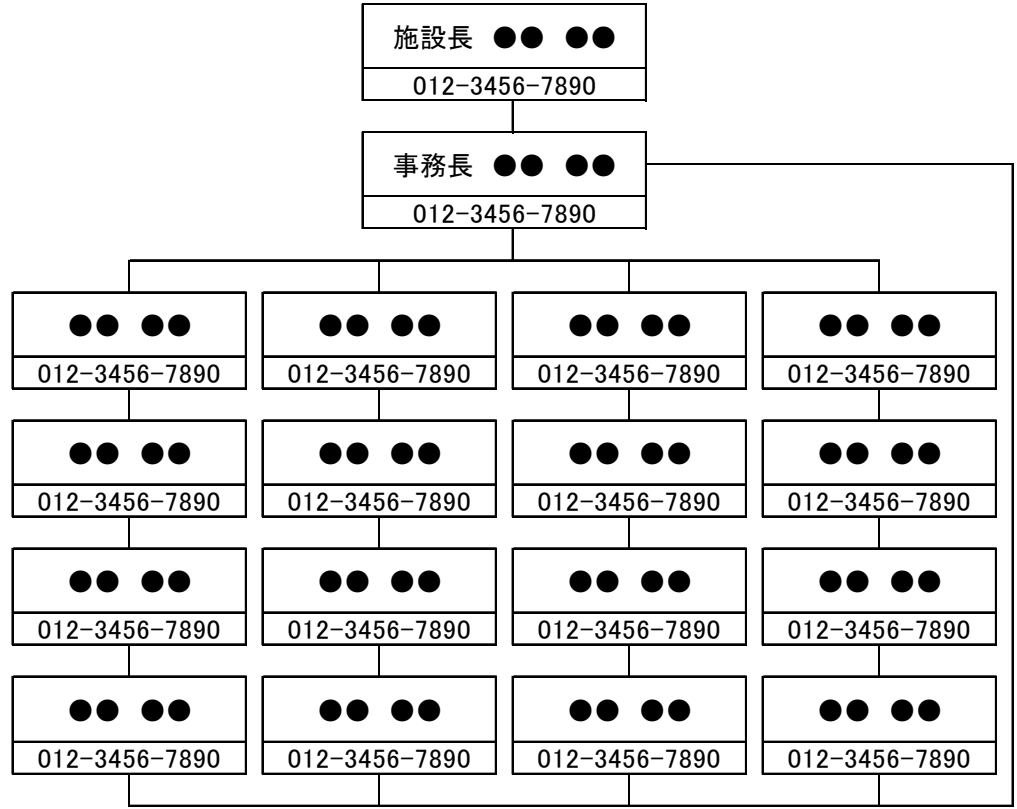
○振り返りであげられた意見や問題点を踏まえて、避難確保計画を見直す

11 利用者緊急連絡先一覧表

[illegible]

※ すでに同様の資料がある場合は、それを用いてもかまいません。

12 緊急連絡網



※ すでに同様の資料がある場合は、それを用いてもかまいません。

13 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
江別市(防災担当)	011-381-1407 (危機対策・防災担当)	
江別市(災害時要支援者担当)	011-381-1031 (障がい福祉課)	避難行動開始時及び完了時、または避難開始が困難な場合に連絡
江別市(本施設所管課)	011-381-1067 (介護保険課)	
消防署	011-382-5432 (江別市消防本部)	緊急の場合は「119番」
警察署	011-382-0110 (江別警察署)	緊急の場合は「110番」
避難先1		
避難先2		
避難先3		
避難支援協力者1		
避難支援協力者2		
避難支援協力者3		

※ 平時から、近隣企業や住民、福祉施設等からの支援協力を受けられるよう検討しておきましょう。

※ すでに同様の資料がある場合は、それを用いてもかまいません。

14 対応別避難誘導一覽表

[illegible]

避難先へ移動

1 単独歩行可能 2 介助必要 3 車いすを使用 4 ストレッチャーや担架が必要 5 その他

その他の対応

6 自宅に帰宅 7 病院に搬送 8 その他

※ すでに同等の資料がある場合は、それを用いてもかまいません。

15 防災体制一覽表

統括指揮者() (代行者)			
	情報連絡班	担当者	役割
		班長() 班員() 名 ・ ・ ・ ・	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	避難誘導班	担当者	役割
		班長() 班員() 名 ・ ・ ・ ・	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	装備品等準備班	担当者	役割
		班長() 班員() 名 ・ ・ ・ ・	☐ ☐ ☐ ☐ ☐

【避難先までの避難経路図】

	立退き避難					
	避難先1	避難に要する時間	避難先2	避難に要する時間	避難先3	避難に要する時間
洪水						

※施設の位置、避難先の位置、避難方法（徒歩、自動車等）、避難に要する時間等を記載してください。
避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【資料 31】

「〇〇〇〇施設 自衛水防組織活動要領（例）」

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織に統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げるとおりとする。

（3）防災センター（※最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）を考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 夜間及び休日に利用者が滞在する施設において、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を整備するものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めるものとする。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1 「自衛水防組織の編成と任務」

管理権限者（ ）（代行者 ）

総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・ ・	☐ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 関係者及び関係機関との連絡

避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

別表 2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光器等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料